

第 5 号

(3月7日)

令和7年 熊本県議会 2月定例会会議録

第5号

令和7年3月7日(金曜日)

議事日程 第5号

令和7年3月7日(金曜日)午前10時開議

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(47人)

星野愛斗君
 高井千歳さん
 住永栄一郎君
 亀田英雄君
 幸村香代子君
 杉 篤ミカさん
 立山大二郎君
 斎藤陽子さん
 堤 泰之君
 本田雄三君
 岩田智子君
 南部隼平君
 前田敬介君
 坂梨剛昭君
 荒川知章君
 城戸 淳君
 西村尚武君
 池永幸生君
 竹崎和虎君
 吉田孝平君

中村亮彦君
 高島和男君
 増永慎一郎君
 前田憲秀君
 松村秀逸君
 岩本浩治君
 河津修司君
 楠本千秋君
 橋口海平君
 緒方勇二君
 高木健次君
 高野洋介君
 内野幸喜君
 山口 裕君
 岩中伸司君
 城下広作君
 西 聖一君
 鎌田 聡君
 渕上陽一君
 坂田孝志君
 溝口幸治君
 池田和貴君
 吉永和世君
 松田三郎君
 藤川隆夫君
 岩下栄一君
 前川 收君

欠席議員氏名(1人)

西山宗孝君

説明のため出席した者の職氏名

知事 木村 敬君

副 知 事 竹 内 信 義 君
副 知 事 亀 崎 直 隆 君
知事公室長 内 田 清 之 君
総 務 部 長 小 金 丸 健 君
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 阪 本 清 貴 君
理 事 府 高 隆 君
健康福祉部長 下 山 薫 さん
環境生活部長 小 原 雅 之 君
商工労働部長 上 田 哲 也 君
観光文化部長 倉 光 麻 里 子 さん
農林水産部長 千 田 真 寿 君
食のみやこ
推進局長 辻 井 翔 太 君
土 木 部 長 宮 島 哲 哉 君
会計管理者 川 元 敦 司 君
企 業 局 長 深 川 元 樹 君
病 院 事 業 者
管 理 者 平 井 宏 英 君
教 育 長 白 石 伸 一 君
警察本部長 宮 内 彰 久 君
人事委員会
事務局長 城 内 智 昭 君
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
事 務 局 次 長
兼 総 務 課 長 本 田 敦 美
議 事 課 長 富 田 博 英
議 事 課 長 補 佐 岡 部 康 夫

午前10時開議

○副議長(高木健次君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○副議長(高木健次君) 日程に従いまして、日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

岩中伸司君。

〔岩中伸司君登壇〕(拍手)

○岩中伸司君 おはようございます。新社会党の岩中伸司です。

今議会では、代表質問がもう既に昨日、一昨日と行われました。その中で、大まか私の質問、かぶっているなという感じがします。しかし、皆さん方には、ぜひ前向きな姿勢でお聞きいただきたい、このように思います。

今の情勢を考えると、非常に大変な時期だなど。例えば、今日もニュースで大船渡の火災の問題がありました。自然の雨で一応火は消えたようですが、それでも、まだ鎮火した状況にはないということで、避難命令はそのまま出された状況ですね。大変な災害が、そこだけに限らず、至るところで自然災害が起こってきているし、これまでも起こってきています。私たちは、自然に対しては、もう少しこの自然を大切にす姿勢で臨んでいかなければならない、このように考えています。

春夏秋冬と四季あったんですが、今は冬と夏だけになったなど。今朝も、もう3月ですけども、私が家を出るときには、車の温度は2度でした。荒尾です。荒尾で2度ですね。大変寒い今日になっています。

だけでなく、政治の動き、自然と同じように、政治の動きもちよっとやっぱり心配な面もあります。

諸外国の動きも、マスコミで報道されていることを聞けば、もう少し仲よく話ができないのかな、こんな思いを持っているところです。

国内でも、一つ心配なのは、具体的には、投票率がかかなり下がって——選挙の投票率ですね。地方自治体の選挙でも5割を切るというふうな、無関心、無関心と言うと失礼かもしれませんが

も、そんな人たちが増えている。もっとやっぱり政治に関心を持って、国や県や市町村、その動きがどうなのか、政治が大事なんだぞということを一人一人に広げていかなければならないというふうに思います。その任務は、私たち議員には一番課せられていることではないでしょうか。

ぜひ、皆さん方も、私もそうですけれども、一生懸命地域の中で政治の大切さを認識させていただいて、投票所に足を向けるような人たちが多く増えていくような、そういう環境をつくり上げていかなければならない、このように考えているところです。

ぜひ、皆さんと一緒にこの県政も盛り上げながら、木村知事、就任されて1年、しっかり代表質問で答弁をされました。まあ、これは言うてはいませんが、そういうお疲れでしょうから、もう今日は知事に対する質問はありませんけれども、失礼します。よろしくをお願いします。

それでは、早速質問に入りたいと思います。

まず、有機農業の推進についてお尋ねをいたします。

熊本県は、農業産出額が全国第5位、農業県としてさらに農業の振興に力を入れていかなければなりません。

農林水産省が昨年末に発表した2023年の全国農業産出額によると、熊本県は、前年比7.0%増の3,757億円で、4年連続で増加しています。農林水産省の発表を見るだけでは、熊本県の農業も安心して見ることはできるようですが、農業を取り巻く現状には不安な面もあります。

食料自給率が、この数年、38%前後で推移し、全く上がっていません。その大きな原因の一つは、大企業の輸出産業を優先させてきた政府の政策で、貿易摩擦を解消する見返りとして農畜産物輸入を拡大してきたことにあるのではないでしょ

うか。

さらには、日本の気候や地形、土壌、環境などを無視して大規模機械化農業を優先し、国土の70%を占める中山間地農業を軽視してきたことも要因の一つと思います。

その結果、山は荒れ、農地は減少し、獣害の拡大、限界集落や集落崩壊の増加など、農山村の疲弊は人口減少が示すとおりです。

2023年の県内新規就農者数は402人と、前年度より24人減っており、担い手の減少や高齢化の進展など、農業を取り巻く情勢は厳しさを増す一方です。

こうした中、国は、有機農業の推進に関する法律を2006年12月に施行し、その第1条では、目的として「有機農業の推進に関する施策を」「講じ、もって有機農業の発展を図る」こととし、第2条では、有機農業とは「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと」や「遺伝子組換え技術を利用しないことを基本」とした農業をいうとされています。

また、2021年には、みどりの食料システム戦略が策定され、化学肥料や化学農薬の削減に加え、2050年までに有機農業を耕地面積の25%に拡大する目標も掲げられています。世界的にも環境問題への意識が高まる中、農作物生産においても、環境に配慮した取組が重要と考えています。

熊本県では、全国に先駆けて環境保全型農業に取り組み、くまもとグリーン農業として有機農業を含む環境に優しい農業の推進を図ってきており、全国的に見ても有機農業の面積が多いと聞いています。

しかし、有機農業は、農薬を使用しないこともあり、除草をはじめとした栽培管理に労力がかかることや病害虫の発生により生産が不安定になるなど、苦勞が多いことに加え、個人販売が多く、

販路の開拓が難しいとも聞いています。

そこで、有機農業の推進に当たり、県として何が課題だと考えているのか、今後どのように進めていくのか、農林水産部長に伺います。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 県では、平成2年度の土づくり・減農薬運動を皮切りに、平成17年度から、くまもとグリーン農業として、国に先駆けて地球に優しい環境保全型農業を推進してきました。これにより、化学肥料と化学農薬の使用量は、平成元年に比べ約7割が削減されています。

有機農業は、化学的に合成された肥料や農薬を使わない環境に配慮した農業であり、高い志を持った生産者とともに取り組んでまいりました。

県では、有機農業をグリーン農業の最上位に位置づけて推進しており、令和4年度の面積は1,240ヘクタールで、このうち有機JASの認証を受けた面積は、全国3位の721ヘクタールとなっています。

しかし、県の耕地面積に占める割合は1.2%にとどまっており、一般的な栽培方法からの転換や有機農業に取り組む新規就農者の定着が進まない状況です。

その生産面の要因として、生産者が点在し、相談や情報共有が難しい上、独自にノウハウが構築されてきたため、技術が標準化されておらず、生産が不安定になりやすいことが上げられます。加えて、除草などの負担の増加もハードルとなっています。

また、流通、消費面の要因として、小規模生産かつ個別販売が多く、量販店などからの需要に十分に対応できていないこと、消費者の求める価格と生産者の希望する価格に差があることが上げられます。

これらに対応するため、生産面では、オンライ

ン等で助言を行う技術サポート体制の構築、相談窓口となる指導者の育成、生産者の経営の参考となる指標や栽培マニュアルの作成に取り組んでまいります。あわせて、近年開発が進んでいる水田用除草ロボットなど、スマート技術の導入を支援し、省力化を進めてまいります。

また、流通、消費面では、有機農業者のネットワーク化による集出荷拠点の設置など、供給体制の構築を進めるとともに、収穫体験等、生産者との交流を通じた消費者の理解の醸成を図ってまいります。加えて、くまモンを起用したグリーン農業マークを活用し、SNS等での周知、PRによる認知度向上を進めてまいります。

これらの取組を、まずは有機農業での生産が多い水稻を重点品目として進めるとともに、国の事業でモデル地区となっている山都町や南阿蘇村、菊池市と連携して県全体に波及させ、有機農業に取り組む生産者の増加と面積の拡大につなげてまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 千田部長から御答弁いただきました。

有機農業に対する具体的な県の積極的な進め方、これが述べられたというふうに思います。

一昨日の淵上議員の代表質問でしたけれども、木村知事は、食料安全保障に3つの取組が欠かせないとして、1つ目が、担い手の確保、育成、2つ目が、環境に優しい農業の推進として4つの柱を立て、くまもとグリーン農業の推進を上げられ、有機栽培での取組状況で特に多い水稻を重点的に進めていく、さらには、化学肥料、それから化学農薬の削減等、有機農業の拡大をさらに努力していくという答弁がなされています。

部長答弁で、本日はさらに詳しく、この有機農業の育成について県として推進をしていくという

ことが述べられたことに、非常に私としては、いいなと、よかったなというふうな思いでいます。

県の具体的な取組、さらにこれから進めていただくことをお願い申し上げながら、次の質問に移させていただきます。

熊本県民体育祭の開催についてお尋ねをいたします。

私は、社会人になる前は、どちらかというスポーツが苦手なほうでしたが、就職した職場の駅伝チームづくりで仕方なく選手メンバーになり、練習を重ねる中で走ることの楽しさを知りました。フルマラソン大会にも出場しましたが、今ではマラソンから少し遠ざかってはいるものの、健康維持のために5キロのウォーキングを実践し、おかげさまで同年代の方よりも少しは足腰が強いほうだと自負しています。

人生を楽しむためには、まず健康体であることが最重要であり、そのためにも広くスポーツに親しむことは欠かせないと考えます。

さて、熊本県民体育祭は、広く県民にスポーツを普及し、県民の健康増進とスポーツ精神の高揚を図り、明るく豊かな県民生活の進展に寄与することを目的とするスポーツ大会として開催されてきましたが、来年の熊本市の開催が最後になると聞きました。

県内の市町村を10ブロックに分けて輪番制で開催されてきましたが、これまでの地域輪番制として開催した場合、過去数年に開催された大会の競技会運営費を平均すると、約3,000万円が必要となり、それは主に総合開会式、閉会式、それらの式典費用や各競技会の会場使用料、スタッフの人員費、入賞メダルの経費などに充てられています。

このような財政面での負担は大きく、昨年の市町村アンケートでは、45市町村のうち40市町村か

ら輪番制の廃止を要望されているようです。

次に、財政面以外で地域輪番制が廃止された理由としては、これまでの地域輪番制による開催では、開催地となる市町村の多額な開催経費の負担があり、それ以外にも、人口減少の自治体では、マンパワーの不足による負担も大きいところがあります。また、近年の異常気象により、空調設備がある屋内競技会場の確保が難しいことなども主な理由として上げられています。

これからの高齢化社会において、健康寿命を延ばすためにも、県民体育祭は大変意義ある大会であり、ぜひ存続をお願いしたいと考えますが、今後の県民体育祭開催について、県としての考えを教育長に伺います。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 県民体育祭は、長年にわたり、県民の健康増進とスポーツ精神の高揚を図ってきた県内最大の総合スポーツ大会で、本県が目指すスポーツによる人が輝く豊かなくまもとづくりにおいても、重要な大会と考えています。

現在、県内10ブロックの地域輪番制で開催されている県民体育祭は、開催地の事務負担や開催経費等の課題が生じています。

そこで、県民体育祭を主管する県スポーツ協会は、昨年度から各市町村や競技団体と協議を重ね、本年9月の熊本市大会で輪番制を終了し、令和8年度から新たな方法での開催を目指すとの方向性を、本年2月の県スポーツ協会の理事会で報告されました。

この方向性を踏まえ、県教育委員会といたしましても、県スポーツ協会とともに、各種競技団体、市町村と連携しながら、令和8年度以降の開催経費や競技会実施方法など、新たな大会運営の在り方について検討を進めております。

引き続き、関係団体との連携を深めるととも

に、選手ファーストの視点に立った持続可能な大会運営を目指して、しっかり検討を行ってまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 答弁をいただきました。

県民体育祭の開催について、これからも審議が行われるということですので、まだ——今まで取られてきた輪番制ということにはならないかもしれませんが、ぜひ、県内のスポーツの振興に対する一つの大きな取組でしたので、先ほど質問の中でも言いましたけれども、ぜひスポーツを県内の皆さん方に広げていく、特に、今、後期高齢者多くなっている時期に、その高齢者も含めて、このスポーツが楽しくできるような、そういう環境をつくっていくというのは、やっぱり県としての役割の一つではないかというふうに思うところです。

なかなか日頃は交流が少なく、こういうスポーツに関わるということがだんだん少なくなっているような気がしますので、それは地域の中から盛り上げていきたい、このように思います。

ぜひ、県民体育祭についても、いろんな、形は変わるかもしれませんが、種目別のそれぞれの競技になるかもしれませんが、それはそれで大事にしながら、県内全体の県民が本当に楽しく過ごせるような体育祭を企画していただければ幸いです。これから、審議、深まるようですので、ぜひ、そういう意味を込めて、県としての主張をお願いしたいというふうに思います。

それでは、続きまして、下水道管の現状と安全、安心のための対策について伺います。

今年1月28日、埼玉県八潮市で、管の直径4.75メートル、年数が42年経過した下水道管が破損をし、それに起因すると考えられる道路の陥没事故が発生をしています。

陥没したところに大型トラックが転落し、70歳の運転手は、いまだに救助されることなく、行方不明の状態となっております。2次災害を防ぐことも大切ですが、現在の救助体制の弱さを強く感じているところです。

この事故を受け、下水道を所管する国土交通省は、全国の自治体に適切な施設管理の徹底を依頼しています。あわせて、都道府県に対して、1日当たり最大処理量30万立方メートル以上の大規模な流域下水道に接続する直径2メートル以上の下水道管路について、緊急点検の実施を要請しましたが、県内に該当する規模の施設はないということです。

八潮市の県道陥没事故の原因は、下水道管の腐食によると見られ、国土交通省が公表している資料では、2022年度に全国で発生した道路陥没は、合計1万548件で、うち13%が下水道施設を要因とするとされています。

また、公表資料によりますと、下水道施設以外の道路占用物件や道路施設などを要因とする陥没も相当あるようです。身近なところでは、1月31日に、熊本城内の通路で深さ2.5メートルの空洞が、また、2月10日には、熊本市西区で道路の陥没が見つかっています。

道路の陥没は、その大小にかかわらず重大事故の原因となりますので、私たちの社会生活に大きな影響を与えることになり、道路管理の視点からもしっかりとした対応が求められます。

そこで、県内の下水道管の現状と八潮市の事故を受けての対応及び道路管理における県民の安全、安心のための対策について、土木部長に伺います。

〔土木部長宮島哲哉君登壇〕

○土木部長(宮島哲哉君) まず、県内の下水道管の現状についてお答えします。

県内の下水道管の総延長は8,100キロメートルあり、このうち約4割の3,100キロメートルが損傷等の不具合が起りやすくなる供用後30年を超え、特に300キロメートルは、一般的な耐用年数の50年を超えています。

今後、耐用年数を超える下水道管の急速な増加が見込まれることから、平成23年度以降、県及び市町村では、長寿命化計画に基づく補修や改築など、予防保全による機能維持を図っています。

具体的には、国のガイドラインに基づいて、管の大きさや構造など、重要度に応じて適切な頻度で点検しており、異状箇所については、損傷の程度に応じて、修繕による機能回復や管の内面の補強による耐用年数の延伸等を行っているところで

す。次に、八潮市の事故を受けた対応についてお答えします。

議員御紹介のとおり、県内には、国が要請した緊急点検に該当する施設はありませんが、今回のような事故の発生による社会的影響の重大性を考慮して、県が管理する流域下水道については、管径80センチメートル以上で供用後30年以上経過した管路、または腐食のおそれが大きい管路の約9キロメートルについて、カメラを用いて緊急点検を行いました。

その結果、管渠の異状は確認されませんでした。マンホール1か所の内壁に腐食による鉄筋の露出が見られたことから、速やかに補修に向けた設計に着手したところです。

また、県の取組内容を市町村にも共有し、速やかな緊急点検の実施を指導しています。

さらに、道路には、下水道のほか、上水道、ガスなど多くの占用物件が埋設されているため、改めて占用物件の適切な維持管理の徹底を各事業者

最後に、道路管理における県民の安全、安心のための対策についてお答えします。

県が管理する道路においては、道路施設や占用物件の損傷が原因と考えられる陥没が年間約40件発生しています。

道路陥没による事故の発生を未然に防ぐためには、路面の異状を見逃すことなく、早期に発見することが重要です。

そのため、日々の道路パトロールによる目視点検や県民の皆様から道路の異状を通報していただく道路緊急ダイヤル、シャープ9910の活用に加え、昨年7月からは、車載カメラとAIを活用した路面点検システムの運用を開始したところで

す。そして、陥没の疑いがある路面異状が発見された場合は、技術職員が直ちに現地に出向いて、道路の損傷状況とその原因を確認し、道路利用者の安全を確保するための応急対策や道路修復に係る必要な措置を速やかに行っております。

県民の安全、安心の向上に向けては、引き続き、路面点検システムの改善による道路パトロールの精度向上や道路緊急ダイヤルの普及に取り組み、路面異状の早期発見に努めてまいります。

また、占用物件に起因する道路陥没の発生時には、事業者との連携が不可欠であることから、事前に連絡体制や対応手順を定めるなど、管理体制の構築に取り組んでまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 御答弁いただきました。

下水道管の問題については、熊本県でも約40件が、年間そういう陥没の件数があるということでした。さらには、道路パトロールを強化しながら、そういうことに対応する努力もしっかりやっていくということで、今の部長の答弁を聞けば、熊本県内では、非常に八潮市のようなとんでもな

い事故は起こらないのかなということですが、これは安心しておられないと思います。

継続、もう何年にもなって、それぞれの地下に埋まっている管は、腐食をしていることも結構あるというふうに思いますので、今後も緊張を持って、ぜひそういう点検については力を入れていただきたいし、特に、県が直接担当じゃないかもしれませんが、自治体や関係するところに、その徹底をよろしくをお願いをしたいというふうに思います。

次に、阿蘇ソフトの村用地の利活用についてお尋ねをいたします。

先日、バブル期にソフトウェア関連企業の誘致を目指して熊本県が買収をし、30年以上も活用されないままだった高森町にある阿蘇ソフトの村計画用地の売却が決まったと報道されました。

マスコミの報道によれば、熊本県では、細川護熙元首相が熊本県知事だった1987年、非常に古い時代ですけれども、阿蘇ソフトの村実施計画が策定され、1990年度に約19.2ヘクタールの用地を買収したとのことでした。

県の用地取得の目的は、当時、キーテクノロジーの一つとして重視されていたソフトウェア関連企業の誘致を目指したものでしたけれども、近隣で民間企業のリゾート開発案が浮上していたこともあり、積極的に事業を推進されました。

当該計画実施に向けた用地取得に約2億3,800万円、利子や事務費を含めた総額は、約4億8,000万円に上り、県費から支出されています。

その後、バブル経済が崩壊し、景気が冷え込み、進出する企業は1社も現れることなく、計画は頓挫してしまいました。また、用地が一部買収できず、虫食い状態になったまま30年以上活用されない状態となっていました。

そのような中、TSMCの熊本県進出に伴い、

人流拡大やコロナ禍を経て、ワーケーションといったビジネススタイルの広がりなど、販売への環境が整ったとして、2024年4月、県は、現時点での不動産鑑定による適正価格での公募を開始されました。

公募には5件の申込みがあり、選定委員会での審査を経て、株式会社マリーゴールドホールディングスを売却先として決定されたと発表がありました。

今回の売却金額は約1,249万円であり、これまでの県の投資額が約4億8,000万円であったことを考えると、長年にわたり活用できなかった土地の利活用が見込まれる状況になったとはいえ、多大な損失を生じることになったのは事実です。

そのような中で、事業者は、5年以内には開業することとされているとのことですが、厳しい経済状況の中で、転売されずに事業が計画どおりに実施されるのか、大変心配をしています。

売却という県の大きな決断が成功であったとするには、事業者の取組が新たな地域活性へとつながっていくことが不可欠と考えます。

そこで、県の認識やお考えについて、2点お伺いいたします。

まず、1点は、売却先の決定についてです。

株式会社マリーゴールドホールディングスに売却と決定した決め手となったのはどのような点だったのでしょうか。

次に、2点目は、予定されている事業に対し、県としてどのような期待をされているのか、商工労働部長に併せてお伺いいたします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) まず、売却先として株式会社マリーゴールドホールディングスに決定した理由についてお答えします。

県では、昨年4月、阿蘇の豊かな自然環境を活

用した地域振興の核としての新しい拠点づくりを開発理念と定め、その実現に向けて、企業活動の場、余暇活動関連の場、地域活性化に資する場とする当該土地の利用計画の公募を開始いたしました。

その結果、議員御紹介のとおり、5件の申請があり、このうち株式会社マリーゴールドホールディングスの提案が、最も開発理念に合致する計画で、地域振興の核となる実現可能性が高いと判断したことから、売却先として最適であると決定いたしました。

具体的な決定理由としましては、豊かな自然を生かしたデイキャンプ、グランピング施設、アスレチックなどの集客力が高い野外活動施設の整備が予定され、森林環境や水源涵養機能を保全するなど、地域環境への配慮もなされていたことです。

加えて、同社は、ウェディング事業や雲仙天草国立公園内の上天草市にありますリゾートホテルの開発実績もあり、同社の有する各事業との連携などでさらなる集客が見込め、持続的な事業展開が期待できます。

また、詳細な現地調査に基づきます事業提案や地元への事前説明も予定されるなど、地域との融和を大切にされています。

なお、議員が懸念されておられます転売につきましては、10年以内は県の承認なしには転売できない契約とすることとしています。

次に、本事業に対する県の期待についてお答えいたします。

この土地は、ソフトウェア関連企業等へのアプローチや関係者との協議を行ってきたにもかかわらず、30年以上も利活用が進まなかった土地です。今回、自然環境を生かした実現性の高い事業提案をいただいたことで、高森町の新たな地域振

興の核となるものと考えております。

さらに、阿蘇地域全体の魅力向上につながりますとともに、九州各地からの集客の可能性も秘めています。

この土地の近隣には、鍋の平キャンプ村、サクラミチ、上色見熊野座神社など、数多くの観光スポットがございます。これらの魅力的な地域資源との相乗効果が発揮され、様々な付加価値が創出されることも期待をしています。

県としても、事業計画が着実に進むよう、高森町とともに事業者と密に連携して取り組んでまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 御答弁ありがとうございます。

阿蘇ソフトの村の活用ですけれども、今最後にもおっしゃられましたけれども、これから高森町等々といろんな打合せを進めながら、事業計画が着実に進むようにするということです。

私が一番心配するのは、この用地の転売がどうなのかということですが、この転売については、契約において10年以内の転売ということですが、これはまだ確定したことはないようですので、ぜひ、よろしかったらやっぱり転売、10年という期限を持たないで、転売をしないようにですね。これは公費を使っています。公費の金額も4億6,700万円、これが公費として使われたことになっていますので、転売の心配が非常に私も強くあります。

30年近くそのままにしていたところですが、今は1年、2年あつという間に過ぎますし、10年に延ばすという答弁がございましたけれども、10年というのもあつという間だというふうに思います。

ですから、もう転売しないで、その事業をやっぱり絶対に進めていくというその立場を——今、

そういう立場でいらっしゃるというふうに思いますけれども、そのことを強く信念を持って進めていただきたい、このように思います。

公有地を簡単に転売をして、それも安く転売していくという事情も今までもあったようですので、そういうことにならないように、ぜひ努力をお願いしたいというふうに思っているところです。

それでは、5番目の教育現場の実態と教員の長時間労働の改善について、このことも代表質問やいろんな機会で皆さんから質問されている中身だというふうに思いますけれども、よろしく御答弁をお願いしたいというふうに思います。

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等、教育現場で教員の長時間労働が問題になっています。

本県において、時間外在校等時間が月45時間を超える教職員は、2025年度のデータでは、県立学校で23%、市町村立学校で30%となっています。

現場の教員からは、生徒が帰った後の時間は、休憩も取れず、次の日の授業の準備にかかるが、学校での時間だけではならず、家へ持ち帰って仕事をすることになる、さらに、授業や授業準備だけでなく、部活動指導や不登校傾向の児童生徒への対応あるいは保護者への対応など様々な苦労があるなどなど、授業以外に時間を取られ、長時間勤務になって負担が重くなっているとの声も聞きます。もっとゆとりを持った教育ができないかと考えているところです。

教員は、民間企業と異なり、超過勤務手当が支払われず、一律4%の教職調整額が支給される仕組みです。この4%の支給率を上げていくのが国の方針ですが、本当にそれだけで教員の負担軽減や長時間勤務の改善につながるとは考えられません。

私は、教員の定数やサポーターを増やすことが重要と考えます。しかし、財政的な面が必要です。また、教員の長時間労働の是正については、即効性のある取組が必要になります。

教育現場が、働きがいのある職場として存続し、学校の充実と子供たちの成長に欠かせない機関として重要視されることを強く望みます。

そこで、教育長に伺います。

長時間勤務を改善し、ゆとりを持った教育環境をつくるためにどのような対策が必要なのか、教育長の見解を伺います。

[教育長白石伸一君登壇]

○教育長(白石伸一君) 教員の長時間勤務の改善に向けた取組についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、教員は、授業以外にも様々な業務があり、教材研究や教科指導等の教員の主たる業務に加え、部活動や校務分掌に関する業務などを時間外に従事している実態があります。

時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の割合は、年々減少しているものの、減少幅は鈍化傾向となっており、長時間勤務を改善することは喫緊の課題と認識しております。

こうした状況も踏まえ、県教育委員会では、昨年11月に第2期公立学校における働き方改革推進プランを策定し、長時間勤務の改善に向け、さらなる働き方改革の取組を進めているところでございます。

例えば、部活動に関しては、部活動休養日の徹底や部活動指導員の配置、中学校部活動の地域移行等を進めています。また、オンライン会議やペーパーレス化など、ICTを活用した取組や学校閉庁日の拡大、ノー残業デーの設定など、教職員の意識改革につながる取組を積極的に進めています。

さらに、教員の負担を軽減するため、全公立学

校に教員業務支援員を配置するための予算を今定例会に提案しているところでございます。

県教育委員会といたしましては、教員の健康を守り、日々生き生きと児童生徒に接することができるよう、引き続き、長時間勤務の改善に向け、取り組んでまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 教育長から答弁をいただきました。

教員業務支援員を配置する等々、予算も拡充をされているようですけれども、今、現場は、教職員にとっては大変な現状があるだろうというふうに思います。ぜひ、この問題については、積極的に改善をしていただきたい、このように思います。

いろいろ先生方に話を聞いたら、大変な事情の中に、それぞれの教科ごとの先生の分担の多さもあるようです。ある国語の先生は、担当をたくさん持っていて、授業が終わった後、翌日の授業を計画するのに時間がかかり過ぎるということで——その教科次第で、何もしないでいい先生もいらっしゃるということも聞きました。そういう矛盾があるようですので、そういうこともないよう、教育現場の充実については力を入れていただきたい、このように思います。

全体的に時間が物すごく今日は余りますが、もっともっと質問を深めたいなというふうな思いですけれども、最後に要望として、高齢者に係る施策についてお願いをしたいと思います。

高齢者、私も後期高齢者になったんですが、こういう状況で、以前は議場の中でわいわい、がやがや激論をするぐらいのやじが飛んでいた時代を紹介したことがありますけれども、最近はおとなしくなって、スムーズな質問で、身近な、簡単な質問をしているので、こういう時間の配分になっ

たのかなというふうに思っているところですが、それでもしっかり今後は頑張っていかなければならないというふうに思っているところです。

高齢者に係る施策について、これは本来質問をしたかったんですけども、要望ということに代えていきたいというふうに思います。

人口減少が続く中で、高齢化率はますます拡大される現状にあります。

昨年10月の熊本県内の人口は169万6,144人ですが、65歳以上の人口は55万2,759人で、32.6%を占めています。

高齢者に対する国の施策の充実を図っていかねばならないのは当然ですが、医療、介護、年金など、厳しい現状となっています。

医療は、75歳以上の医療費の窓口負担は原則1割、現役並みの所得者は3割の2段階から、2022年10月から、単身では、課税所得28万円以上かつ年収200万円以上の人など2割に引き上げられ、医療費負担が3段階になっています。

収入200万円といえ、税金、社会保険料等を差し引けば、可処分所得はさらに低い人であり、さらに厳しい生活に追い込まれます。

介護については、民間調査機関の調査結果によると、介護事業所の廃業、倒産、撤退に追い込まれている事業所が増加しており、2024年の介護事業所の倒産は全国で172件です。介護保険制度が始まってから最多となっています。

熊本県内では7件で、全国で6番目と聞いています。介護保険料は払っていても、介護サービスが受けられない事態が懸念されます。

公的年金、この金額は、2025年度予算では1.9%引き上げられると言われているものの、物価高騰の中で暮らしはさらに悪化するものと思われ、健康で文化的な生活を保障すべきです。

県としては、人生100年時代の充実に向けた体

制づくりとして、医療、福祉、介護等に具体的な予算が計上され、さらに、地域共生社会の実現に向けて、市町村への支援等にも力を入れてもらっている現状です。

各地域では、老人クラブ等の活動として、グランドゴルフ大会、囲碁、将棋、体操などを通じて会員の交流を深め、日常の生活を楽しくすることや、友愛訪問など地域を豊かにする社会活動等が取り組まれています。しかし、会員の減少や役員の成り手がないなど、運営の厳しさがあるようです。

老人クラブ等は自主的な組織ですが、高齢者の組織に対して、県としてのさらなる支援を強めていただくことを要望します。

この高齢者問題については、地域の中から、老人クラブのある人から要望もありました。老人クラブとしての活動をずっと進めているんですが、なかなか財政的な面でも自由にお金が使えないような状況もあると、他人との交流が薄れているのが現状です。高齢者だけでなく、隣近所との交流が少なくなっているのも、最近の特徴ではないでしょうか。

人と人とのつながりをもっともっと深めていく、このことが大事であるんですが、残念ながらこの時代は逆行をしています。高齢者で、健康で、医療も介護も要らないような状況の人たちがグループをつくって、それぞれ楽しく余生を送っていくということは、非常に大切なことですし、それを支えていくのは、主にやっぱり地方自治体だと思うんですが、県も関わりながら、ぜひ高齢者対策についても目を向けていただきたい、このように思うところです。

ぜひ、この社会をもっと、生きづらい社会でなくて、楽しい社会にすることを、心から県の取組をお願いして、質問を終わりたいというふうに思います。

本日は、大変時間が余りまして、皆さん方の御協力のおかげです。よろしくお願いします。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（高木健次君） この際、5分間休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前11時2分

○副議長（高木健次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

星野愛斗君。

〔星野愛斗君登壇〕（拍手）

○星野愛斗君 皆さん、こんにちは。熊本維新の会・熊本市第二区・星野愛斗です。今回、3回目の質問になります。

早いものでもう2年がたとうとしておりまして、相変わらずこの場に立つと、非常に緊張しております。まだまだちょっと言葉に詰まるところがあるかもしれませんが、御容赦いただければと思います。

それから、今回の質問、先ほどの岩中議員、ちょっと同様に、観光と県有地の考え方とそれからSNSの考え方と、多分に重複している部分があるかと思いますが、その辺りちょっと皆さん、御容赦いただけたらというふうに思います。少し切り口を変えて質問に臨みたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1つ目、質問に入らせていただきます。熊本の観光振興についてです。

2月9日の熊日新聞に、民間企業の調査結果として、熊本県の2023年度の外国人旅行者が、コロナ禍前の2倍を超え、全国一の伸びであることが報じられました。

このすばらしい成長を支えている要因の一つとして、県庁前のルフィ像をはじめ、県内10か所に

設置されたワンピース像が上げられています。

ワンピース像は、多くの観光客を引き寄せ、今や熊本の観光名所としての地位を確立しました。その影響力は計り知れず、海外の様々な国や地域から、多くの旅行者がこの像を目当てに熊本を訪れています。

中には、この10か所全てのワンピース像をタクシーで回り、制覇をしようという外国の方もおり、円安の影響もあり、1周5万円ほどで回っているとの話も耳にしています。大変ありがたい話で、この熊本の宝とも言える観光資源を有効に使わない手はありません。

しかし、現状を見ますと、観光客の多くは、像を見て、写真を撮るだけで、その後の買物や食事などの滞在型観光にはあまりつながっていないという課題もあるのではないのでしょうか。

観光資源を最大限に活用し、地域経済の活性化を図るためにも、県庁舎やその周辺のプロムナード等をもっと活用することが重要であると考えます。例えば、観光客が訪れた際には、さらに楽しんでもらえるような取組として、『ONE PIECE』関連のグッズ販売や県内の特産品を使った飲食メニューの提供などが考えられます。

来年は、ONE PIECE熊本復興プロジェクトが10年目を迎え、この節目のタイミングを逃すことなく、さらなる観光振興につなげるための具体的な施策が今後の鍵を握ります。

さらに、熊本には、ワンピース像以外にも、各地域にそれぞれ魅力的な観光資源が豊富に存在しています。これらの資源を相互に補完し合いながら、県内全体で、また九州各県とも連携をしながら、官民一体となって熊本の観光の魅力を最大限に引き出すことが求められると思います。

そこで、以下についてお尋ねします。

近年の熊本県の観光動向について、延べ宿泊者

数、延べ入り込み客数、観光消費額、観光消費単価など、コロナ後の5年間の推移を踏まえ、県としてどのように分析をしているのか。特に、コロナ禍の影響を受けた後の回復が遅れている分野があれば、どのように捉えているのか。国内観光客及びインバウンドの動向は、どのように変化をしているのか。

次に、それらの分析を踏まえ、今後の観光戦略として、来年のONE PIECE熊本復興プロジェクト10年目を迎えるタイミングで、好調な観光地のさらなる充実策や観光消費単価の向上に向けた施策をどのように考えているのか。

最後に、熊本県の観光振興において、九州各県との連携や県内の自治体、民間との協力体制について、観光ルートの設定や広報活動の取組の現状をお伺いします。

以上3点、県の観光振興施策の現状や考え方について、観光文化部長にお尋ねします。

〔観光文化部長倉光麻里子さん登壇〕

○観光文化部長(倉光麻里子さん) まず、本県の観光動向の概要とその受け止めについてお答えします。

本県の令和5年の延べ宿泊者数は約840万人と過去最多、観光消費額も約3,733億円と過去最高額となりました。また、令和6年の観光庁統計速報値によりますと、外国人延べ宿泊者数は約144万人となり、過去最多を更新しています。

これら好調の要因は、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症と豪雨災害により激減した観光客数が、旅行需要喚起策や魅力ある観光地域づくりに加え、TSMC進出、国際線の充実、国際スポーツ大会の開催等、好機を捉えた国内外でのPRにより回復したものと認識しています。

一方、好調なインバウンド需要とは対照的に、令和6年の日本人延べ宿泊者数は、昨年より12%

減少し、約653万人となりました。加えて、県内各地の観光客の回復に差が生じていることから、引き続き、地域の特性に合わせた誘客対策の実施や二次交通の充実、特別な体験を提供する観光の高付加価値化などを推進していきたいと考えています。

次に、ONE PIECE熊本復興プロジェクトに関するさらなる施策についてお答えします。

県内10か所に設置した麦わらの一味の銅像は、多くの観光客、特にインバウンド客を誘引しています。

議員御指摘のとおり、これらの銅像と周辺観光地が今後さらに連携、相互補完することで、観光消費の拡大、滞在型観光の促進など、その効果を最大化していく必要があると認識しています。

そのため、清和文楽や南阿蘇鉄道などの地域資源とのコラボレーションや銅像周辺店舗におけるお土産品の販売等を推進するとともに、銅像へのアクセスや周辺観光地を紹介するガイドブックも作成し、訪れる方に長く滞在していただけるよう取り組んでいるところです。

さらなる取組として、麦わらの一味の銅像を中心に、周辺観光地も周遊する2日間のバスツアーを交通事業者との連携により造成し、来月26日から運行を開始することとしております。ツアーでは、銅像の制作秘話の紹介や物産館等での買物、熊本地震震災ミュージアムへの訪問など、豊富なメニューを含む内容となっています。

最後に、九州各県や市町村、民間との協力体制についてお答えします。

新たな観光資源の発掘や観光ルートの設定については、地元市町村や観光協会、旅行会社などと協働して取り組んでいます。また、滞在時間、移動距離が長いインバウンド客に対しては、九州観光機構を中心に、九州各県と連携を図りながらプ

ロモーションを行っています。

令和8年夏には、JRグループをはじめ、官民一体となって熊本デスティネーションキャンペーンを実施します。この好機を逃さず、より効果的な誘客施策を展開できるよう、オール熊本で取り組んでまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 観光文化部長の御答弁を伺い、熊本県の観光が順調に回復をし、特に外国人観光客の増加が顕著であることを改めて認識しました。

一方で、日本人宿泊者数の減少や地域による観光客の回復の差については、重要な課題として引き続きしっかり取り組んでいただきたいと思います。

また、ワンピース像をはじめとする観光資源のさらなる活用や新たに運行されるバスツアーの開始など、観光消費の拡大や滞在時間の延長を意識した施策が進められている点は、大変心強く感じます。

と同時に、ワンピース像の中でも目玉であるルフィ像がある県庁は、特に休日は県庁が閉まっていることも影響し、観光客がせっかく訪れても、その後の行動につながらず、先ほどの繰り返しになりますが、そのまま帰ってしまうというような状況も多々見受けられますので、これは非常にもったいないことでもありますので、今後は、県庁そのものを観光資源の一つとして捉え、プロムナード等のスペースを活用した観光施策に取り組むことも考えられるのではないかと思います。

ちなみに、本日の熊日新聞では、外国人の消費単価がお隣福岡県に比べて半額以下との記事がありました。これは、課題であると同時に、強みともなり得ますので、この辺りもうまく生かしながら取組を進めていただけたらというふうに思います。

さらに、九州各県との連携により、広域的な観光ルートの設定やインバウンド向けのプロモーションが進められていること、熊本が九州観光の中核としてさらに存在感を高められるよう、引き続き取り組んでいただきますとともに、御答弁にもありましたとおり、令和8年の熊本デスティネーションキャンペーンは、熊本の観光をさらに飛躍させる絶好の機会となりますので、この機運を最大限に生かし、県内各地の観光資源をより一層磨き上げ、訪れた方々がまた来たいと思えるような仕組みづくりに期待をしたいと思います。

次の質問に移ります。

2つ目、県営住宅についてです。

近年、日本全国で公営住宅の在り方が問われています。少子高齢化が進み、住民ニーズが変化する中で、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するという本来の公営住宅の役割を十分に果たしているのか、適正な管理が行われているのかが重要な課題となっています。特に、空室対策、老朽化した住宅の再編、ペット飼育の可否等が、各自治体において議論されています。

本県においても、県営住宅の空室率に課題があります。県内平均の入居率は約80%ほどですが、熊本市内の人気エリアでは100%で常に埋まっている住宅もある一方で、7割程度しか埋まっていない物件も存在しています。特に、一般的には古い住宅は敬遠されがちであり、こうした住宅の再編や活用についても検討が必要とされています。

これらの問題に対処するために、一部の地域では、空室の多い住宅に対し、従来の年2回の募集から常時募集を導入する試みも行われ、内覧後に入居できるということで一定の好評を得ていると伺っていますが、依然として空室問題は解決されていません。

全国的に見ても、公営住宅の入居率の低下が課

題とされ、都市部ではほぼ満室の住宅もある一方、地方の住宅では空室率が高いケースもあり、やはり地域による格差が顕著になっています。

こうした中、自治体によっては、空室を減らすための施策として、ペット可の公営住宅の試験導入や高齢者向けのバリアフリー改修を進めるなどの対応を模索しています。例えば、兵庫県神戸市では、ペット共生住宅として、一部の市営住宅で小型犬や猫の飼育を許可する制度を導入しており、また、大阪の府営住宅では、原則としてペットの飼育は禁止ですが、入居世帯の8割以上がペットの飼育に同意していることに加えて、飼育ルールの策定やペットクラブの結成等を条件に、一部の住宅でペットの飼育が認められています。

また、UR都市機構、旧住宅公団でも、ペットと共生できる住宅を提供する動きがあり、ペット共生型住宅の需要は全国的に増えているように見えます。しかしながら、公営住宅においては、まだまだペット可の事例は極めて少ない状況です。

熊本県では、災害公営住宅の整備が進んでおり、これらの住宅の一部ではペットの飼育が許可されているケースもあります。しかし、それは時限的で限定的な例であり、やはり県営住宅においては、原則ペット禁止はいまだに変わっていません。

ペットとの共生は、単なる生活の快適さだけでなく、社会的、健康的なメリットも期待されています。特に、高齢者の増加が進む中で、ペットの存在は認知症予防や孤独感の軽減に寄与するとされており、多くの自治体がこの点に注目しています。ペットを飼うことで、定期的な散歩や地域での交流が促されることにより、健康の維持や地域社会との結びつきを強める効果も期待されています。このため、県営住宅でのペット飼育を認めることは、高齢者福祉の向上や県民の生活の質の向

上に資する可能性があると考えられます。

このような背景の下、本県では、木村知事が動物愛護日本一を掲げ、ペットに関する施策を積極的に進めてくださっております。木村知事のマニフェストにもありました、原則禁止の県営住宅でのペット同居可への転換、この点に期待する声は、この1年で何度も耳にいたしました。

こうした状況を踏まえ、熊本県の県営住宅に関して、次の点についてお伺いしたいと思います。

1点目、県営住宅の空室対策について。

県営住宅の入居率は、県内平均で8割とのことですが、市内では100%埋まっている住宅がある一方で、7割程度しか埋まっていない物件も存在しています。一般的に古い住宅には人気がない傾向があると思いますが、これらの空室対策について、どのような施策を検討されているのでしょうか。

特に、常時募集を導入した地域での効果や今後の募集方法の見直しの予定があれば、併せてお教えください。

2点目は、県営住宅におけるペットとの同居について。

災害公営住宅では、ペット可の事例があるが、県営住宅ではどのような課題があると考えられるのか。

また、住民のニーズ調査やペット同居可とした場合の管理体制など、様々な検討が必要だと思われそうですが、具体的にどのような対応を想定しているのか。

以上2点、土木部長に伺います。

〔土木部長宮島哲哉君登壇〕

○土木部長(宮島哲哉君) 県営住宅は、住宅に困窮する方に、所得等に応じて低廉な家賃で賃貸することを目的として整備しており、入居希望者の多様なニーズに応えられるよう、改善を重ねなが

ら運営しています。

まず、1点目の空室対策についてお答えします。

県営住宅の空室については、近年少しずつ増加し、令和7年1月末時点で全体8,524戸の約2割に当たる1,700戸余りが空室になっていますが、ユニバーサルデザイン仕様での改修や令和3年度から導入した常時募集等の入居促進対策により、空室の増加に歯止めがかかりつつあります。

常時募集の効果については、随時申込みが可能となり、事前に室内の確認もできることが入居の促進につながり、令和6年11月末までに募集を行った317戸に対して、286戸の入居ができています。

一方、議員御指摘のとおり、立地条件や部屋の仕様が入居希望者の意向に合わず、入居が進まない住宅もあります。

このため、通学や買物など生活の利便性がよく、より多くの入居希望者が見込まれる住戸から優先して改修工事を実施しています。さらには、新たに子育て世代に対応した住戸仕様を導入することとしており、これらに必要な予算を今定例会に提案しています。

また、募集方法の見直しについては、特に子育て世代の入居を促進するため、入居申込みの際の優遇措置の対象とする子供を小学校卒業前の子から18歳未満の子に変更するなど、改善を行ったところです。

今後も、入居者や入居希望者の意向、課題を継続して把握し、ハード、ソフトの両面から空室の解消に取り組んでまいります。

次に、2点目のペットとの同居についてお答えします。

県営住宅では、現在、動物アレルギーがある、またはペットが苦手な入居者に配慮して、ペット

との同居を禁止しており、やむなく入居を断念する方もおられる状況です。

ペット同居は、県営住宅においても対応が必要なニーズの一つであり、入居者の健康に配慮しつつ、お気持ちを受け止めながら検討を進めることが非常に重要であると考えています。

そこで、まずは他の自治体や民間の共同住宅における取組について、情報収集を行ってきました。

近年、民間の共同住宅においては、動物愛護に対する意識の高まりを受け、ペット同居が可能な物件の供給が増加傾向にあります。

また、県内の市町村においては、議員御紹介のとおり、新しく建設した災害公営住宅などで、被災者に寄り添う観点からペット同居を認めた事例があります。

加えて、東京都健康長寿医療センターの報告によると、ペットとの同居は、高齢者にとって認知症の予防や介護費の抑制に効果があることが公表されています。

その一方で、県外の既存の公営住宅でペット同居を試行した結果、入居者から、ふん尿の不始末や鳴き声に関する多くの反対意見があり、理解が得られなかった事例もあります。

今後は、自治会や団地入居者の意向をしっかりと把握し、関係機関と連携しながら、必要なルールづくりや入居者の合意形成の手法、ペットを受け入れてもらうための自主的な活動などについて、検討を行ってまいります。

引き続き、住宅に困窮する方に寄り添いながら、健康で安全に、安心して生活できる県営住宅を提供できるよう、取り組んでまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 土木部長に御答弁いただきました。

空室対策として、常時募集が数値的に大きな成果を上げている点は、非常によい取組だと感じました。今後のユニバーサルデザインへの改修についても、着実に進めていただきたいと思います。

また、人口減少が進む一方で、高齢者の増加に伴い、県営住宅の需要も変化していくことが予想されます。そのため、県住宅マスタープランを軸にしつつも、状況に応じた柔軟な対応をお願い申し上げます。

次に、ペットとの同居についてですが、御答弁のとおり、様々な課題があり、簡単には進められないとのことでした。

しかし、実際に私の元には、ペット可の県営住宅の件はどうなったのかと、そういった声が度々寄せられます。ちょうど1年前の県知事選の選挙期間中に、あれがあるから木村候補に投票したよというような声も実際にありまして、県民のその投票行動にまで影響を与えております。それだけに、知事の一声は、県民にとっても大きな意味を持つものと感じております。

ですので、御答弁にありました取組に加え、他の自治体の成功事例等を着実に、具体的に分析をしていただき、その上で知事の強力なリーダーシップの下で課題を乗り越えていただきたくお願いを申し上げまして、次の質問に移ります。よろしく申し上げます。

3つ目、県民に開かれた県政についてお尋ねします。

民主主義の根幹は、国民が政治に参加し、意思決定のプロセスに関与できることにあると思います。そのため、行政がどのような判断を行い、どのような施策を進めているかといった情報を、国民が知ること、知ることができることが重要になります。そして、行政の情報は、本来国民のものであることから、情報の透明性を確保すること

が、行政の信頼を高め、政策の正当性を担保することにつながります。

このことは地方自治においても同様で、県においては、情報の透明性を高め、さらに、地域住民の声を反映させながら政策が決定、執行されていくことが求められています。そのため、住民が県政の実態を正しく理解し、議論し、意見を表明できる環境を整備し、県民が参加しやすい県政を目指す必要があると考えます。

こうした開かれた県政を目指すための重要な施策として、情報公開制度があります。熊本県の情報公開条例の第1章第1条には、「県政に関する県民の知る権利を尊重し、——一部中略しますが、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進するとともに、開かれた県政の推進に資することを目的とする。」とうたわれています。

この情報公開制度は、県民が主体となり、県政に参加するための重要な仕組みですが、この制度が適切に行われていなければ、県民は県政の情報を正しく知ることができず、県の判断を検証する機会を失い、結果的に県政に対する信頼を損なうことにもつながります。

本県における令和5年度情報公開条例に基づく開示請求、開示申出に対する決定等の件数は869件で、前年度の644件よりも225件増加しています。それだけ県政への関心が高まっていることの表れかと思いますが、一方で、制度を利用した方からは、不開示や不存在的の情報が多い、開示までの時間がかかり過ぎるとの声も聞こえています。

また、開示請求に対する開示、不開示等の決定に不服がある場合に行う審査請求については、令和4年度の6件から、令和5年度には15件に増加をしています。

実際に、審査請求から裁決に至るまでの期間に

ついては、熊本県情報公開・個人情報保護審議会に諮問する必要もあるため、1年以上かかるケースもあるようですが、審査請求件数の増加を踏まえ、期間の短縮や審議会委員の負担軽減を図る観点からも、改善策の検討が必要ではないのでしょうか。

次に、県民の意見を施策に反映するための重要な制度として、パブリックコメントや県への提案があります。

まず、パブリックコメント制度については、県政の透明性を高め、県民への説明責任を果たし、県民の積極的な参画と多様な意見を反映した施策の質的向上を目指すという目的の下、県の施策等をホームページで公開し、広く県民の意見を募集する取組であり、これまでも制度の運用を通じて県民の声を施策に反映させる努力が続けられてきました。

しかし、検索エンジンでヒットする古いページでは、最新の意見募集状況が一部反映されていないケースが見られることや、掲載方法が分かりにくく、案件の検索機能もないため、意見募集案件の存在に気づかず、結果的に提出されたコメントが0件という案件も多いという声があります。

また、掲載されている資料についても、県の実施要領や要綱の要旨に沿った分かりやすい形で十分な情報が提供されているのか、疑問を感じる案件も見受けられます。そのため、県民が意見を提出する機会を十分に生かし切れていないケースがあるのではないかと考えます。

本来の目的である県民の声を施策に反映するという点をより実効性のあるものにするため、例えば、改善に向けてアイデアを募集する等の積極的な工夫が求められるのではないのでしょうか。

次に、県への提案制度について、県民の皆様からの県政に関する率直な意見や提案を募り、今後

の県政運営に生かしていくというすばらしい取組で、木村知事御就任直後の、従来の知事への直行便を引き継ぐ形で、2024年の4月から、今年度から開始された制度であります。

意見の多かった内容については、公表もされております。しかし、公表される数はごく一部に限定されており、全てが公開されているわけではありません。

また、県民の方からの提案に対し、回答を希望される場合は県から回答をしているのですが、根拠を示すことなく、結論のみの回答であったり、文字数制限があるために提案を分けて送ると、総論として1つの回答が大ざっぱに返ってくるなど、説明が不十分である旨の御意見を県民の方からいただきました。

せっかくのすばらしい取組を始められたのに、このような運用状況が続けば、県民は意見や提案を出す意欲を失い、県としても貴重な意見を取り入れる機会を逸することになります。

そして、こうした県民の意見を県政に生かしていく取組を十分に活用しなければ、知事が掲げる熊本の新しい時代を県民の皆様とともに切り開き、地方創生の完成形を目指す県民が主人公の県政という理念の実現も困難になるのではないのでしょうか。

そこで、県民に開かれた県政の実現のために重要な以下の3つの施策について伺います。

1つ目、情報公開制度について。

情報公開制度の円滑な運用は、県民が県政に参加するための前提条件となりますが、現在の開示請求の処理状況について、迅速かつ適正に対応できていると考えているのか、県の御見解を伺います。

また、審査請求の増加について、県としてどのように分析をし、対応策を講じていくのか、総務

部長に併せて伺います。

2つ目、パブリックコメントについて。

県民の意見を県政に反映させるためには、パブリックコメント制度の適正な運用が求められますが、県のホームページにおける意見募集のページの分かりにくさや検索機能の不備が指摘されています。分かりやすさ向上のため、改善を検討すべきではないかと思えます。一例としては、ページ内の検索機能を追加で実装するだけでも見やすくなると思いますが、県の御見解を伺います。

また、パブリックコメントの掲載資料が県の実施要領や要綱に沿って分かりやすく作成されているかを検証し、必要な改善を行うべきではないかと考えますが、県の御見解を企画振興部長に併せてお伺いします。

最後に、県への提案について。

意見を送っても、きちんと回答が得られない、意見が公表されないという県民の意見がありますが、こうした声を受けて、運用の改善を図る考えがあるか、県の御見解を知事公室長に伺います。

合わせて3点、伺います。

〔総務部長小金丸健君登壇〕

○総務部長(小金丸健君) 県民に開かれた県政についての3点のお尋ねのうち、まず、情報公開制度についてお答えします。

情報公開制度については、県民参加による県政を推進するため、積極的に情報を開示するとの原則に立ち、速やかに、かつ適切に運用しています。

昨年度、開示請求に対する決定件数が大幅に増加した主な理由は、請求内容が複数課にわたるものや、請求された文書が膨大で、段階的な決定が必要となる包括的な請求及び類似の内容の請求が繰り返し多数なされたためです。

近年、こうした開示請求が頻繁に行われてお

り、決定件数の増加が顕著になっています。審査請求においても、同様の傾向が見られます。

このため、昨年10月から、情報公開・個人情報保護審議会の開催回数を増やし、審議の迅速化を図るとともに、委員増員の検討も進めているところです。

県としては、情報公開制度が広く県民の皆様の知る権利に資するものとなるよう、引き続き適正な制度運用に努めてまいります。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) パブリックコメントについてお答えします。

この制度は、より透明性の高い県政、そして県民の皆様の県政への積極的な参画の推進を目的としています。

この点を踏まえ、まず、1点目のホームページの改善についてお答えします。

県では、これまで、企画課のページにおいて、意見募集中の案件に加え、既に意見募集が終了した案件についても、その結果を掲載し、県民の皆様への周知を図ってまいりました。

しかし、トップページからこのページにたどり着くためには、複数の階層があり、県民の皆様からも改善を求める御要望をいただいております。

そこで、県では、新たにパブリックコメント専用の特設ページを設けるとともに、トップページからリンクできる改変を、本年2月に行いました。

これにより、意見募集の情報を求める県民の皆様が、よりスムーズに情報検索できる環境が整いました。今後も、適宜改良を加えてまいります。

次に、2点目のパブリックコメントの掲載資料についてお答えします。

パブリックコメントの実施においては、その手続を定めた実施要綱等の規定により、意見募集の

対象となる計画等の素案に加え、県民の皆様により分かりやすくするために、素案を策定した趣旨、背景やその他の関連資料で構成される素案の概要を付して意見募集を行うこととしています。

今後、パブリックコメント制度の主管課である企画課において、改めて制度趣旨や具体的な実施方法を全庁的に周知徹底するとともに、これに則した運用が各所属で行われているかを確認する仕組みを導入してまいります。

パブリックコメントの制度趣旨を踏まえ、この制度が適切に運用されるよう、継続的な改善に努めてまいります。

〔知事公室長内田清之君登壇〕

○知事公室長(内田清之君) 県への提案制度についてお答え申し上げます。

県では、くまもと新時代共創基本方針の下、県民が主人公の県政の推進に向け、現場に出向き、県民の皆さんや市町村、関係団体の方々の声を聴き、政策に反映する現場主義を実践しております。

広く県民の御意見を聴く公聴事業といたしましては、知事が県内市町村に出向き、県民の皆様と直接意見交換を行うお出かけ知事室、県民の皆様から県政に対する御提案や御意見をいただく県への提案制度、さらに、県政全般についての相談を受ける県民行政相談室がございます。

その中で、県への提案制度は、県民の皆様から、いつでもホームページやお手紙などで県政に対する御提案や御意見をいただく制度であり、いただいた内容を県政運営に反映することを目的といたしております。

県民の皆様からは、日々様々な御提案や御意見をいただいておりますが、そのうち回答を御希望される方には、現状や県の方針を踏まえ、できる限り丁寧な回答に努めております。

なお、多くの方から同様の御意見をいただくような県民の皆さんの関心が高い事柄につきましては、県政の動きを広く発信する観点から、御意見の概要と県からの回答をホームページに公表しているところがございます。

県民が主人公の県政を推進するため、様々な広聴の機会を県民の皆様にご覧いただくことは大切なことであり、しっかり周知を図っていくとともに、県民の皆様の声をお聴き、政策に生かしてまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 まず、情報公開制度について、総務部長から、県が積極的に情報開示に取り組んでいること、また、増加した開示請求に対応するため、審議会の回数増加や委員の増員の検討が進められていることについて御答弁いただきました。

一方で、開示請求が増加し、請求内容が複数課にわたるといふ現象については、その背景には、開示請求に至るまでのやり取りが円滑に進んでいないことが影響しているのではないかと考えます。そのため、開示請求に至るまでの経緯を丁寧に精査し、複数課が横断的に連携できる仕組みを構築することが重要だと思います。

県への提案や県内各地で行われている住民説明会等についてもそうですが、そうしたふだんからの県民とのやり取りの円滑化が開示請求の増加という現象に対する本質的な解決につながると思いますので、そういった観点も踏まえて、今後とも御努力いただければと思います。

次に、パブリックコメント制度について、企画振興部長から御答弁いただきました。

現在では、御答弁のとおり、県のトップページからパブリックコメントのページに飛べるようになっていて、募集中の案件も以前より見やすくなっておりまして、大変ありがたく、感謝をしてお

ります。引き続き、改善に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

また、掲載資料については、御答弁にもありましたとおり、企画課から各課へよくよく周知をされていると思います。御答弁のとおり周知、実行されていけば、見やすく、分かりやすいパブリックコメントが出来上がる実施方法であろうと思います。

しかし、パブリックコメントの実際のページを見てみると、それぞれの各所管課がそのとおりに運用しているのか疑問があるため、結果として各担当課への問合せや県への提案、それでもうまくいかなければ情報開示請求の増加など、そういったものにつながる負の連鎖となってしまうため、これは本当に難しいとは思いますが、御答弁にありました各部署への運用確認の仕組み、ぜひ進めていただきたいと思います。

最後に、県への提案について、知事公室長より御答弁いただきました。

様々取り組まれている中で、県への提案についても、丁寧に対応をされているとのことでした。実際に、真面目にしっかりと取り組んでおられると思います。

その上でですが、しかしながら、県のホームページに公表されているものが、令和6年度上期分で10件ほどです。2024年の応募の総数にはなりませんが、約400件ほどと伺っております。もちろん、この10件というのも、集約したものですから、実際の件数はもっと多いと思いますが、それでもやはりかなり限られた公開状況となっていると感じます。

広聴と、広く聴くことももちろん重要ですが、主な案件としてこの10件発信をされているのは、やはり広く発信をする広報の観点も当然重要視されているからこそその取組だと思えます。

大阪府やお隣の福岡県では、府民の声や県民の声というページを通じて同様の施策が展開されています。県民からの意見や担当課からの回答が詳細に見れる、公開されている仕組みになっています。

個人情報への配慮はもちろん重要ですが、本県への提案についても、投稿フォームに公開可否の選択肢を加え、可能な限り多くの意見や回答を公表し、県民に知っていただくことが、県政の透明化を進め、県民が主人公の県政へと近づく大きな一歩になると考えます。他県の事例も参考にし、公表の観点からも、情報の見える化、分かる化を進めていただきますよう、要望いたします。

次の質問に移ります。

4つ目、県有地管理の考え方についてです。

ちょっとこれは先ほどの岩中議員とかぶるんですけども、御容赦いただけたらと思います。

県有地管理について。

近年の熊本県内では、TSMCの進出をはじめとする大規模な開発プロジェクトが相次いでおり、県経済に多大な影響を及ぼしています。

2024年の九州フィナンシャルグループの試算によると、2022年から2031年の10年間で、県内への経済波及効果は累計で11兆1,920億円と推計されており、県内総生産への影響額は約5兆1,182億円と見込まれています。

また、TSMCの第1工場は、1,700人の直接雇用が予定をされており、関連産業を含めた雇用効果は全体で7,500人に上るとされています。

これらの開発に伴い、地価の高騰やインフラ整備の必要性など、地域社会への影響も顕著に現れています。県内各地で土地の取得競争が激化し、地域住民の生活環境にも変化が及んでいます。

そのような中で、先月のニュースで飛び込んできたのが、高森町の阿蘇ソフトの村用地の売却問

題でした。

阿蘇ソフトの村用地は、県がソフトウェア関連企業の誘致と地域活性化を目的として、高森インテリジェントバレー構想を掲げ、多額の投資を行い、整備をしようとした区画でした。

しかし、結果的に用地買収はうまくいかず、最終的な投資額約4億8,000万円に対し、その38分の1である1,249万円という、極めて低い価格で民間に売却される予定です。

加えて、この地域は、土砂災害の警戒区域にも指定をされており、安全面での課題も指摘されています。災害リスクの高い地域において、適切な対策が講じられていないまま土地が売却されたとすれば、今後の開発や土地利用計画において、大きな問題になる可能性があります。

また、売却後の転売による投機の懸念や最終的にソーラーパネルが設置されるのではないかとという不安も耳にします。県有地の売却に当たって、適切な用途や将来的な土地利用計画が十分に考慮されていたのか、疑問が残るところです。

このような状況下で、県有地の売却や事業開発における適正価格での取引、そして、県民への公平性と透明性の確保が一層重要であり、適切な基準とプロセスの策定、運用を通じて県民の信頼を得ることが求められると思います。

そこで、以下の点について伺います。

1つ目、県有地の売却価格の算定基準はどのように決定されているのか。また、今後見直す予定はあるのか。

2つ目、災害警戒区域内の土地を売却する際のリスク評価はどのように行われているのか。

3つ目、売却後の土地利用について、転売や用途変更による投機的利用を防ぐため、県はどのように取り組んでいるのか。売却後の土地所有者に対し、監視や指導を行っているのか。

これらの点について、県の方針と今後の対応について、総務部長に伺います。

〔総務部長小金丸健君登壇〕

○総務部長(小金丸健君) まず、県有地の売却価格の算定基準と今後の見直しについてお答えします。

売却価格の算定基準として、用地等の評価に関する基準に基づく不動産鑑定評価を行い、その評価額を売却予定価格として算定しています。

また、不動産鑑定評価から一般競争入札の告示までに時間を要した場合には、最寄りの公示地の公示価格または県基準値の基準価格の年間変動率に基づき、時点修正を行った上で売却予定価格を決定しています。

一般競争入札への応札がなかった場合は、先着順による売却を公告し、それでも応札がなかった場合、売却予定価格を補正して、再度の一般競争入札を実施するなど、売却できるよう努めています。

このように、現在の算定基準は、市場動向等を踏まえつつ、柔軟に売却予定価格の評価が可能な仕組みであり、売却を円滑に進めることができる基準と考えています。

現時点での見直しの予定はありませんが、今後も社会情勢及び経済状況等を注視しつつ、適切に対応してまいります。

次に、災害警戒区域内の土地売却の際のリスク評価についてお答えします。

売却予定の県有地については、ハザードマップや県有地が所在する市町村への聞き取りにより、自然災害のリスクを事前に把握しています。

その上で、売却予定価格の基礎となる不動産鑑定評価においては、自然災害を含めたリスクを考慮し、原則として減額した評価が行われます。その評価額を基に売却予定価格を決定し、リスクを

反映する仕組みとしております。

最後に、売却後の投機的利用の防止のための監視や指導についてお答えします。

県有財産の売却に当たっては、契約締結の日から10年間、売買物件を暴力団の事務所等の用に供し、または供されることを知りながら、第三者へ所有権を移転もしくは転貸してはならないこととしております。

また、随意契約の場合、県有財産売買契約書において、用途指定の条項を必ず設けることとし、契約締結の日から10年間は、県が指定した用途で使用するように定めています。

こうした義務の履行を確認するために、県は、随時実地調査を実施し、または買受け者に対して所要の報告を求めることとしています。

なお、こうした義務に買受け者が違反した場合、買受け者は県に違約金を支払うことになり、県は売買契約を解除することができるものとしています。

県としては、今後とも、市場のニーズや地域特性、リスク等を踏まえつつ、適正かつ柔軟なルールの下での県有地の管理、運用に努めるとともに、売却等を通じた有効な利活用を推進してまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 総務部長に御答弁いただきました。

まず、県有地の売却価格算定基準について、不動産鑑定評価を基に価格を決めているとのことでした。

基準はしっかりとしていて安心をしましたが、その前提として、購入時に宅地として算定をし、売却時に林地として算定をするような背景があり、今回の阿蘇ソフトの村のような価格差になってしまったと思いますので、土地の取得や管理、

その後の方針をしっかりと思い描きながら、この土地について取り組んでいただきたいと思います。

次に、災害区域のリスク管理や県有地売却後の投機的利用の防止の仕組みについては、引き続き取り組んでいただくとともに、売却後の土地利用に関して、地域住民にとって重要な課題であることを再確認し、適切な監視や指導を徹底していただきたいと思います。

最後に、SNSを利用した犯罪から子供たちを守るためにという要望をいたしたいと思います。

これは、いわゆる闇バイトについてですが、昨日の城下議員の話と多分に重複する部分がありますが、警察というよりは教育の分野で要望をしたいと思います。と言いつつ、警察にも少しかぶりますので、ちょっと御容赦いただけたらと思います。

SNSを利用した犯罪から子供たちを守るために、近年、いわゆる闇バイトという言葉が広く浸透し、SNSを通じた犯罪勧誘が深刻な社会問題となっています。例えば、高額報酬や簡単なお仕事といった甘い誘い文句に乗せられ、知らぬ間に犯罪に関与し、人生を狂わせる事例が後を絶ちません。

特に、SNSを利用した犯罪の巧妙さが増し、若者が安易な気持ちで闇バイトに応募した結果、現在は特殊詐欺等の実行役に10代、20代の若者が多く関与するようになっています。彼らの多くは、最初は軽い気持ちで関わったものの、後戻りできなくなり、最終的には犯罪組織の一員として摘発されるケースが増えています。

このような状況の背景には、SNSを通じた犯罪の勧誘が巧妙化し、若者がリスクが少ないと錯覚してしまうことがあります。また、情報モラルの知識不足により、犯罪の危険性を正しく理解し

ないまま関与してしまうケースも少なくありません。さらに、家庭や学校とのつながりが希薄になり、相談できる大人がいないことで、1人で判断しやすい環境が生まれていることも影響していると考えられます。

警察庁の統計によると、全国の刑法犯の認知件数は、2022年以降、3年連続で増加をし、2024年は約73.8万件に達しました。特に、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害額は1,989.5億円と過去最悪を記録しており、その中でも闇バイトを通じた強盗等の凶悪犯罪の発生が深刻な問題となっています。

県内においても、闇バイトのリクルーターとして少年3名が検挙された事案が報道されており、10代や20代の若者たちが闇バイトの危険にさらされていることが懸念されます。

このような状況を踏まえ、子供たちが正しい知識と判断力を身につけ、犯罪の未然防止へとつなげるために、学校現場における非行防止教育や情報モラル教育のさらなる充実を、また、県警察におかれましては、青少年への犯罪防止対策の一層の強化を図られますように要望をいたします。

また、学校現場におかれては、保護者が学校に任せきりにするのではなく、家庭での防犯教育の徹底や異変を感じたら速やかに警察へ通報するという姿勢を持ってもらえるような助言、啓発を行っていただきますよう、併せて要望をいたします。

以上で私の質問と要望が終わりましたが、ちょっと時間が余りましたので、今の闇バイトについての補足をさせていただきたいと思います。

闇バイトの実際の手口として、さっき言ったように、5万円とか10万円、そんなおいしい話はないぞと、これも引つかかってしまう方もいらっしゃるからなくならないとは思いますが、その闇バ

イトの導入としては、例えば1万円とか5,000円からの案件もあると聞いています。

まずは、SNSで家の周りの猫の写真を撮ってほしいとか、それで5,000円とかそういう少額ですね。これは、結局、簡単な案件を通じて、まずはその指示役との信頼の獲得とその実行役の個人情報を得ることが目的でありますので、まずはそういった安全な案件から、とにかく学生証や保険証、それから自宅の玄関までの動画を提出するようにと、そういうもので逃げられないようにして徐々に徐々に、例えば、夜、明かりのついている家、ついていない家の調査等、徐々に怪しい方向に持っていくケースがあると聞いています。

昨日の警察本部長の御答弁にもありましたとおり、いわゆる今おとり捜査のようなものの取組が始まっていると聞いております。これにより、より実態に即したケースの情報も今後蓄積されると思いますので、そうした情報も随時教育現場や広く県民の皆様にご公表をいただき、これ以上の闇バイトの被害拡大に歯止めがかかりますよう、引き続き取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

以上で私の今回の質問、要望について、終わりたいと思います。

御清聴いただきまして、誠にありがとうございました。（拍手）

○副議長（高木健次君） 昼食のため、午後1時5分まで休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時3分開議

○議長（山口裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前田敬介君。

〔前田敬介君登壇〕（拍手）

○前田敬介君 皆さん、こんにちは。荒尾市選出の前田敬介でございます。今回6回目の質問になりますが、まだまだこの場に立つと緊張しております。体に似合わず小心者ですが、寛大な気持ちで質問を見守っていただければと思います。

今回、知事が就任後初の質問ですが、知事への質問はございません。今日1日、午前中からこの質問まで答弁はありませんので、少しいつもの疲れを癒やしていただければと思います。

知事は、県北から県南まで走り回って頑張っているらしいです。実は、先週、事務所に相談に来られた方がいらっやいまして、そのときに一言お話がありましたが、この前玉名の温泉に入りに行ったとよと、そして、知事によく似た人がおらしたと、公衆温泉におるわけないよなと思って見てみたら、知事だったそうです。玉名なんですけれども、知事ですかと聞いたら、知事ですというお言葉をいただいて、こんな公衆温泉に入ってくれる知事は初めてだと、すごく喜んでおりました。

なので、僕も、ちゃんとその方に、庶民派で、県北まで足を運んで現場の声ばしっかり聞いて、自分の目で、そして肌で感じて取り組まれている知事だけん、熊本のこれからは期待してくださいと、めちゃめちゃ知事を褒めておきました。

それでは、発言通告に従い、質問させていただきますので、執行部の前向きな答弁をよろしくお願いたします。

防災機能強化に向けた取組について質問いたします。

本県の防災機能のさらなる強化に向けて、現行の広域防災拠点構想を具体的にどのように進めているのか、また、被災直後から十分な被災者支援を行うための支援物資の備蓄にどのように取り組んでいるのか、以上2つについてそれぞれお尋ね

したいと思います。

まず、広域防災拠点についてお尋ねします。

県におかれましては、令和4年8月に、新たな九州を支える広域防災拠点構想を取りまとめられました。熊本地震や令和2年7月豪雨という未曾有の災害を経験した本県は、九州の中心に位置するという地理的優位性からも、九州の防災拠点としての役割を担うことが期待されているところで

す。南海トラフ地震等広域的な災害が発生した際、甚大な被害を受ける隣県の支援を行うことは、熊本地震並びに令和2年7月豪雨で全国各地から受けた支援への恩返しにもつながります。

しかしながら、一方では、自らも被災県でありながら、隣県に対する支援をどれだけ現実的なものとして具体化し、実行していけるかは、大きな課題でもあろうかと思えます。

災害に対する備えとしては、自助、共助、公助、それぞれの観点から充実に向けて取り組んでいくことが必要です。

自助については、それぞれの世帯で、被災直後から公的な支援が届くようになるまでの間、自ら生活できるだけの食料などの備蓄をしておくことがテレビCMなどでも啓発されています。私自身も、自宅に防災グッズを準備し、また、3日間の食料、そして1週間分の水を確保しています。

共助については、隣保班、自治会、学校区などにおける防災機能の強化が必要です。地域防災力の向上に向けて、地域の消防団との意思疎通を図り、日頃から地域内で防災発生時の避難ルートの確認やハザードマップの共有などの取組が望まれます。

プライバシー意識の高まりにより、隣近所への声かけなど、地域コミュニティーのよさである人のつながりが希薄になりつつある中でも、大規模

災害などの非常時には、人と人が手を携え、助け合うための備えも重要であろうと思えます。

また、県の広域防災拠点構想における隣県への支援という取組は、共助の概念を県レベルまでに広げ、九州全体の防災機能向上を目指すという高い理念を持つものです。

そして、熊本地震及び令和2年7月豪雨で全国各地から受けた支援への恩返しとして、誤解を恐れずに言うならば、隣県に対しておせっかいな県であろうとする積極的な支援意思が必要です。御恩を忘れないからこそ、何かあったら必ず助ける、被災地とともに歩むという思いを常に持ちながら、非常時に備える心構えが求められます。

そこで、大規模災害発生時における隣県への支援を、本県が被災県でありながらも具体的に実行していくため、現状での取組を踏まえて、今後どのように支援力を高めていくのか、知事公室長にお尋ねします。

次に、備蓄物資の充実についてお尋ねします。

昨年の元旦に発生した能登半島地震では、津波や地割れ、土砂崩れなどにより道路が寸断され、孤立した地域や集落が多数発生し、物資の運搬にも支障を来したとの報道に接しました。また、寒さが厳しい中での長期間による避難生活で体調が悪化させた避難者も多数発生したようです。

大規模災害は、いつ、どこで起こるか分からないものであるため、政府のプッシュ型支援により物資が円滑に届くまでの期間、すなわち3日間から1週間程度については、たとえ道路が寸断などにより物資輸送の支援が滞るようなことがあっても、その期間は各避難所において十分な対応が取れるよう、日頃から、物資の購入等を含めて、備蓄を心がけておくことは、極めて重要な視点であると思えます。

現在、政府の経済対策において、備蓄物資の追

加購入等に対する財政支援が本格化している状況と聞いております。

物資の備蓄を進めるに当たっては、1、必要な物資が必要な量確保されているべきこと、2、食料のみならず、段ボールベッドやトイレ、キッチンといった避難者の生活支援に欠かせないものを十分に確保すべきこと、3、緊急時の対応とは別に、物資によっては平時にも日常利用ができる場合があり、汎用性のあるものの備蓄に努めるべきことなどの観点での備えが必要だと考えます。

また、災害の発生規模によっては、近隣の市町村同士で物資を融通するなどの対応をあらかじめ見込んでおくことで、備蓄をしておくことも重要です。

さらに、県の立場としては、県内市町村における物資の備蓄状況を把握しつつ、必要な量を各市町村が確保しているか点検するとともに、県としての物資備蓄についても、足りないものを市町村に対して緊急的に補充し得るだけの備えが必要であると考えます。

そこで、今回の経済対策に基づいて、現在、市町村が備蓄物資の追加購入等を検討している段階と考えますが、県が把握している市町村の取組状況について、また、県としての備蓄物資の追加購入等の検討状況について、健康福祉部長にお尋ねします。

〔知事公室長内田清之君登壇〕

○知事公室長(内田清之君) 広域防災拠点についてお答えいたします。

本県においては、九州が広域的に被災した場合に備え、九州を支える広域防災拠点構想を策定しており、九州の中央に位置するという地理的優位性などを生かした支援体制の強化を図っているところです。

本構想に基づき、今年度は、支援部隊の活動拠

点となる県民総合運動公園に非常用発電設備を整備するとともに、県外への応援に特化した訓練を実施するなど、拠点機能のさらなる充実を図っております。このような訓練の実施は、全国的にも珍しく、本県のこうした取組や姿勢は、国や他県からも高い評価をいただいているところでございます。

そういった中、南海トラフ地震などの広域的な大規模災害の発生を想定しますと、議員御指摘のとおり、県内の災害対応を行いながら、より被害が大きい隣県等を支援する必要性が生じることが予想されます。

このため、県外応援訓練の実施に当たりましては、県内の被害に対応しつつ、他県を応援するための体制の確保や手順の確認を行うほか、応援本部行動マニュアルを作成し、円滑に対応できるよう、支援体制の整備を図っているところです。

他県を支援するためには、本県内の被害を最小限に抑えることも重要です。県民の安全確保を最優先としつつ、他県を支援できるよう、今年度、南海トラフ地震等に起因する津波の到達時間を調査、公表し、住民の確実な避難を促すとともに、住民参加の避難訓練を実施するなど、取組を進めているところでございます。

今後とも、訓練での成果や課題を踏まえ、支援能力の向上を図ってまいります。

また、国においては、全国各地への迅速かつ確実なプッシュ型支援を可能とするため、新たに全国7か所の拠点に国の災害用備蓄物資を分散して備蓄することとされ、今般、九州地域の拠点として県消防学校の備蓄倉庫が選定されたところでございます。

大規模災害が発生した場合に、本県内に備蓄される国の物資をいち早く被災地に送り、早期の被災者支援ができるよう、国との緊密な連携体制を

構築してまいります。

現在、南海トラフ地震が、今後30年以内に発生する確率が80%程度となるなど、大規模災害のリスクが高まっています。

このような大規模災害が発生した際に、本県が九州における広域防災拠点としての機能を十分に発揮できるよう、今後も引き続き、国や九州各県など関係機関との連携を図りながら、必要な取組をしっかりと進め、全国の防災力強化に貢献してまいります。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 備蓄物資の充実に向けた取組についてお答えします。

県や市町村による災害用物資の備蓄は、被災者の生命、健康を守るため、極めて重要なものであると認識しています。

まず、市町村の取組状況についてですが、本年1月に公表された全国自治体の災害用物資の備蓄状況では、県内市町村における快適なトイレや温かい食事の提供、ベッド、プライバシーの確保などは十分とは言えない状況です。

このような中、県としては、今般の国の経済対策を災害用物資を充実させる好機と捉え、県内市町村に対し、避難所の環境改善に有用な物資の導入事例を周知するなど、補助制度の積極的な活用を働きかけました。

その結果、県内では、18市町村で簡易トイレ、キッチンカー、段ボールベッド、入浴設備等を購入する準備が進められています。

次に、県の対応状況ですが、広域的な視点で市町村の準備を補完するため、トイレトレーラー、炊き出しセット、段ボールベッド、パーティションを購入する費用を、先月28日に議決いただきました補正予算において計上しています。これにより、県全域に一定の災害用物資が確保されること

になります。

また、これらの物資については、いざというときにスムーズに使えるようにしておくことが重要です。県において、その使用方法の動画等の作成を進め、市町村や関係団体との訓練を通じて実効性を確保してまいります。

さらに、災害時の様々な事態への備えとして、備蓄以外の複数の調達手段を確保できるよう、関係団体との協定の締結等を進めてまいります。

あわせて、県全体で災害用物資が十分に活用されるよう、県が主導して、広域的に市町村間で物資を融通する仕組みの構築にも努めます。

今後とも、市町村、関係団体と連携しながら、災害用物資の充実を図り、被災者の生命、健康を守るために必要な生活環境の確保に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

〔前田敬介君登壇〕

○前田敬介君 知事公室長から、広域防災拠点構想に関する取組について御答弁いただきました。

共助の概念を県レベルに引き上げるという防災機能の強化に向けた取組は、熊本地震や令和2年7月豪雨を体験し、国はもちろんのこと、他県からの多大なる支援があったことをいつまでも忘れない、受けた御恩を必ず返すという、思いやりが深くて義理堅い県民性を発揮したものであると思います。

この取組を高く評価するとともに、大規模災害発生時に、被災自治体においては、まず何をすべきかを、本県の被災経験を通して得た教訓などを踏まえながら、他県と共有していく活動が今後も望まれます。

支援をしたい自治体やボランティア団体などは多数ありますが、支援を受け入れる側の体制整備は、目の前の対応に追われるため、どうしても遅れがちになるものです。

大規模災害が発生したら、国をはじめ多くの自治体が支援に駆けつけますが、支援を必要としているところに、確実に、かつ効率的に支援を届けたいためには、各自治体であらかじめ受入れ体制を整備しておくことも必要です。大規模災害発生を想定して、その際の受入れ体制整備もあらかじめ仕組んでおけば、被災自治体の受援力が高まり、九州地域の防災力も強化されていくのではないのでしょうか。

本県では、台風や津波、地震など、様々な大規模災害の発生を想定しての本番さながらの厳しい実践訓練を積んでおられると聞いております。災害は、いつ、どこで起こるか分からないからこそ、日頃からの防災意識、心構えが大変重要であることは言うまでもありません。

自助レベルであっても、日頃からの準備は大切な取組です。大規模災害発生時には、ペットボトルの水をはじめ生活必需品の買い占めなど、パニックが生じる可能性があります。非常時の混乱を最小限にとどめるため、自助の部分における私たち一人一人の心がけについても、改めて肝に銘じておかないといけないと思います。

それから、備蓄物資について、健康福祉部長から御答弁いただきました。

備蓄物資を十分に確保していくことが、円滑な避難所運営には必要不可欠であります。現地で何が必要となるのか、大規模災害を経験した熊本県だからこそ、他県よりも先進的に取り組める分野であると思います。

災害は、いつ、どこで起こるか分からないという観点からは、夏場における暑さ対策としての冷房機や冬場における寒さ対策としての暖房機の設置のほか、少なくともプッシュ型支援では、移動式の冷暖房機を搬送できるような体制整備が必要だと思います。

要配慮者に対する個別の支援は、各市町村においてきめ細かく対応するとしても、大規模災害の発生直後には、多くの避難者が避難所に殺到することが想定される場所です。災害の備えにはゴールはありません。これで安心というレベルがない以上、備蓄物資が最低限必要であるというときの最低限という概念も、備え方によって異なってくるものと考えます。

今後も、適宜点検を重ねながら、県民の安心、安全のために、物資の備蓄に努めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、県の競技力向上を図る強化支援策について質問いたします。

昨年、パリオリンピックでのメダル獲得をはじめ、国民スポーツ大会の躍進など、本県関係アスリートの活躍が多く見られました。

荒尾市出身で言えば、清里小学校の後輩であります車椅子ラグビー、乗松聖矢選手、荒尾市バレーボール協会も全力で応援しました宮浦健人選手をはじめ、県関係者アスリートの活躍は、県民に大きな感動と活力を与え、併せて子供たちに夢と希望をもたらすものであります。

近年では、ジュニアの世代から国際大会等へ出場し、活躍する選手が増えてきています。1月10日、熊日新聞にも掲載されておりましたが、荒尾第三中学校2年荒木禰聖選手が、2月にプエルトリコで開催されました12か国で争うアンダー18国際野球大会に出場されました。

このように、世界で活躍するジュニア世代がいる一方、近年の物価高騰の影響もあり、海外への遠征のためには、非常に高額な遠征費が必要となる状況があります。

国際大会への出場が決まった選手の関係者は、物販など様々な努力を行い、遠征費の捻出をしていると聞いております。各所属チームや関係者の

努力だけでは限界があると思います。努力の末につかんだチャンスを、金銭的な問題で諦めてしまうジュニアアスリートを生んではいけないと考えております。

ジュニアアスリートの競技力向上は、これからの本県競技力の向上につながるものと考えます。市町村によっては補助金などの支援がありますが、ぜひ県としての支援もお願いしたいと考えます。

国際大会等での活躍を目指すジュニアアスリートへの支援をはじめ、県の競技力向上を図るための強化支援策について、県としてどのように取り組んでいるのか、教育長にお尋ねします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) オリンピックをはじめとする国際大会において活躍する県関係のトップアスリートは、多くの県民に夢や感動を与える存在となっています。そのような選手を輩出し続けるためには、次世代を担うジュニア世代からの戦略的な発掘、育成、強化が不可欠です。

県教育委員会では、これまで、国際大会等で活躍する次世代アスリートを輩出する取組として、くまもとワールドアスリート事業を行ってまいりました。将来性豊かな才能を持った小学生を発掘し、中学、高校、大学、社会人の各年代における競技実績を踏まえた育成強化を図るもので、これまで178名を指定し、延べ23名がオリンピックに出場しています。

一方で、議員御指摘のとおり、国際大会等で活躍を目指すアスリートにとっては、育成強化に最も効果的な遠征や合宿に要する経費負担が、近年の物価高騰の影響等もあり、課題となっています。また、県スポーツ協会や各競技団体と連携し、将来性のある選手を継続的に強化する一貫した取組の充実も必要です。

そこで、県教育委員会では、各競技団体等と連携、協力しながら、ジュニア世代をはじめ、それぞれの段階に応じた取組を充実し、世界で活躍するトップアスリートのさらなる輩出につなげるために、予算を拡充し、今定例会に提案しているところでございます。

具体的には、選手が遠征や合宿等を行う費用を補助する強化費を増額するとともに、くまもとワールドアスリート事業においては、中学、高校、大学生を重点に、指定している選手の枠を拡充し、支援してまいります。

また、県スポーツ協会や各競技団体と連携し、ジュニア世代の能力測定会の実施や指導者の育成、環境整備等、選手の計画的な発掘、育成強化に向けた取組のさらなる充実を図ってまいります。

引き続き、各競技団体や選手等のニーズを踏まえながら、国際大会で活躍できるジュニアアスリートの育成をはじめ、本県の競技力向上に取り組んでまいります。

〔前田敬介君登壇〕

○前田敬介君 教育長に御答弁いただきました。

トップアスリートが世界大会等で活躍する姿に、私も感動を覚えました。バレーボールをしていた私なので、パリ・オリンピックのバレーボール日本代表の宮浦健人選手が活躍するところを見て、また私も減量をしてアタックを打てるようになりたいなど、本当に思ったところでした。子供たちも、あんなふうになりたいなど、荒尾市でも協会がジュニアクラブを設立して、30人近くの学生がバレーボールを始めました。

ジュニア世代をはじめ、それぞれの段階に応じた取組を充実し、世界で活躍するトップアスリートの輩出につなげるために、県では、競技力向上に係る事業予算を拡充し、本県議会に提出されてい

ます。

選手が遠征や合宿等を行う費用を補助する強化費を増額するとともに、くまもとワールドアスリート事業においては、中学、高校、大学生を重点に指定している選手の枠を拡充し、支援する取組には、大変感謝しているところです。

しかし、ワールドアスリート事業において、中高等教育を重点に指定している選手の枠を拡充し、支援するということが、指定選手以外はどうなるのかという点が気がかりです。

というのも、小中高校生の世代は、日々の成長が著しく、日頃の努力が実り急成長したり、運よくスカウトの目に留まったりすることもあります。今回の荒木禱聖くんは、熊本県に住み、熊本県の学校に通い、県境に住んでいるため、県外ではあるものの、隣町のチームで練習しています。こうしたことから、協会団体がその子のことをタイムリーに把握できないことなどの事情により、潜在したままのジュニアアスリートが必要な支援を受けられないといったケースが考えられます。

そういう子たちも、将来が有望視されるアスリートたちです。前年度までの実績のみで支援の対象者を絞り込むと、前年度からは見違えるような活躍をし、競技力を急成長させたような子が、その伸び代を失うことになりかねません。ぜひ、そのような子供たちに対しても、経済的負担を軽減できるような環境をつくっていただきたいと考えます。

県関係アスリートの活躍は、子供たちのみならず、県民全ての人たちに希望をもたらすものです。世代を超えて、夢が連鎖するということが、才能にあふれ、努力もいとわないジュニアアスリートを応援することは、次の世代に夢をつないでいくためにも必要な取組です。

今世界で活躍する日本人アスリートは、ジュニ

ア時代においては、誰もが目標とする選手や目標とする国際大会などがあって、厳しい練習を重ね、努力してきたはずです。ジュニアアスリートが世界に羽ばたくために、今県としてできる支援の在り方については、引き続き前向きに検討を重ねていただきたいと思います。

なお、世界に羽ばたく前段階となる県代表として全国大会に出場するような高いレベルにある競技団体や選手に対する支援についても、もしよろしければ御検討いただければと思います。

今は、インバウンドの影響もあり、航空費や宿泊費が高騰しています。スポーツ振興の未来を担うジュニアアスリートへの支援について、幅広く議論を重ね、しっかりと検討を進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、岱志高校の魅力化に向けた教職員荒尾第二住宅の利活用について質問いたします。

県内には、多くの教職員住宅がこれまで建設されていますが、交通網の発展などに伴い、遊休化している住宅もあると聞いています。

このような中、定員割れが続く岱志高校は、スポーツコースがあり、野球部については、県外からの入学者を含め約21名の部員を誇るなど、運動部活動が活性化している兆しがあります。このことは、今後の岱志高校の魅力化に向けても、大きな可能性を秘めているものと考えます。

また、元日本代表の流大選手が所属していたラグビー部は、2015年と2016年に2年連続で花園出場を果たすなど、県内屈指の強豪校でもありました。しかしながら、その後、県外からの生徒を獲得することも難しくなり、部員が徐々に減少し、令和6年度から部活動が休止に追い込まれるなど、大変残念な状況が続いています。

スポーツを通じて広く県内外から部員の募集を行うことは、地元から進学している生徒にとって

も、中学時代とは違う新しい仲間との出会いの中で、競技力を互いに切磋琢磨し合える貴重な機会にもつながります。

また、福岡との県境に位置する岱志高校の地理的な特徴を生かすことは、多様な人材を呼び込み、岱志の魅力化を磨いていく上でも重要な取組であると考えます。

そのためには、県外生徒の生活の拠点となる場所が必要不可欠であると考えますが、県の厳しい財政状況から勘案しますと、新たな学生寮などの建設は、事実上困難であると考えざるを得ません。

そこで、その代替策として、学校のすぐ近くにある教職員荒尾第二住宅を活用し、県外からの入学希望者の住宅として使用することはできないのでしょうか。学生寮を新たに建設することはできなくても、今ある遊休資産を活用することで、県外や県内の遠方からの入学生を呼び込めれば、岱志高校のさらなる魅力化や部活動の充実に向けて、大きな期待が持てることとなります。

岱志高校近くにある教職員荒尾第二住宅の利活用に向けた検討を前向きに進めることができないか、教育長にお尋ねします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 岱志高校の魅力化に向けた教職員荒尾第二住宅の利活用についてお答えいたします。

岱志高校は、福岡県との県境に位置し、地域の協力を得ながら、魅力ある教育活動の充実に取り組んでいます。特に、同校は、スポーツコースも設置していることから、野球部をはじめ、県外からの入学者も増加しています。ただ、高校の寮をはじめ、近隣に下宿などもなく、生徒の生活環境の確保が課題となっている状況です。

教職員荒尾第二住宅については、交通網の発展

などによる入居者の減少により、令和6年6月にその用途を廃止しており、今後、その利活用について検討を行う必要があります。

議員御提案の県外からの入学希望者の住居としての利用は、生徒の生活環境の確保や県有財産の有効活用といった面からも効果が期待されると考えています。

今後、学校や同窓会など関係者との協議を行うとともに、施設の管理運営主体や費用負担など課題を整理しながら、前向きに検討してまいりたいと考えております。

〔前田敬介君登壇〕

○前田敬介君 学校や同窓会など関係者との協議を行うとともに、施設の管理運営主体や費用負担など課題を整理しながら、前向きに検討していくというお答えでした。とてもうれしい答弁です。

先日、岱志高校から車で3分で行ける有明高校の卒業式に参加させていただきました。有明高校は、皆様御存じのとおり、荒尾地域の私学です。校門に入ってすぐのところに送迎バスが何台も並び、校舎横に新築の寮が完成間近でした。

国政レベルでは、高校教育の無償化が議論されており、来年度以降、段階的に無償化に向けた制度の運用が本格化する可能性が色濃くなってきています。正直、突破口が見えないところが出てきているかなと思っております。

私学を無償化することで、例えば郡部の生徒が熊本市内の私学に通学するようになると、郡部の県立高校への入学者は、今後ますます減少していくことが懸念されます。私の母校である旧荒尾高校、現在の岱志高校についても、事情は同じです。子供を高校までは地元に通わせたいという保護者の思いも、これからは変わっていくのではないかと思います。

そもそも、荒尾地域は、福岡県と隣接してお

り、大牟田市や柳川市、久留米市などにある私学とも競合せざるを得ない環境です。スポーツについても、競技種目によって各校が魅力を発揮し、受験生確保に動いてきた歴史があります。

今後、地方の県立高校がますます厳しい状況になっていくことが見通される中で、魅力化に向けてできることは全てやるという気概を持って取り組まれないと、県立高校の再編や統合が再び始まり、地元の高校に通う若者がいなくなることで、地元の空洞化が深刻化することになりかねません。

今回は、岱志高校の事例について、前向きな検討をお願いしましたが、私学と違い、県立高校の場合は、教育委員会の中でも、機動性に欠ける面が否めないと思います。議論や検討をしているうちに、私学の取組に遅れることになってしまっただけでは、郡部の県立高校が厳しい状況に悪化します。

今回の岱志高校に近い類似の事例についても、地元からの要望があれば、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

また、地域によって、県立高校の魅力化に向けての取組は様々であり、課題も違うはずですが、できないことの説明ではなく、できることを地元市町村や県が一体となって考え、知恵を出していく時代ではないかと思えます。私も、一議員として、今後も県立高校の魅力化に向けて、何が足りなくて、何で勝負できるかを、執行部の皆さんと考えていきます。

現在、県立高校の魅力化に向けて、執行部も県議会も共に頑張っておりますので、ぜひスピード感を持って取り組んでいただければと思います。

あわせて、これを皮切りに、県内のほかの地域にも、遊休化している職員住宅等があり、利活用のニーズがあれば、同様に取組を前に進めていただきたいと思います。よろしくお願いま

す。

次に、特別支援教育支援員に係る市町村への支援について質問いたします。

現在、県教育委員会では、多様な学びの場整備事業において、インクルーシブの教育システムの構築に向け、学びの場を検討するための考え方の整理や通級による指導の充実、担い手である先生方の特別支援教育に係る専門性の向上に取り組まれていると認識しています。

障害のある児童生徒の可能性や持てる力を最大限に引き出すためには、一人一人の特別な教育的ニーズに対応する特別支援教育の質的な充実を目指さなければならないのではないかと考えます。

現在、市町村によっては、義務教育段階における障害のある児童生徒に対し、食事、排せつ、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し、学習活動上のサポートを行ったりする特別支援教育支援員の設置を積極的に行っていきたいとの意向を持っているものの、市町村の財政負担が大きくなるため、支援を手厚くすることができない、財源不足という課題を抱えているとお聞きします。

特別支援学級に籍を置く児童生徒の中には、場面や状況によって個別的な対応が必要になることがあるため、担任に加え、特別支援教育支援員による支援は欠かせないものです。一人でも多くの特別支援教育支援員を配置することができれば、一人一人の特別な教育的ニーズに対応した合理的配慮の提供が充実することは明らかであります。

しかしながら、市町村の財政負担での対応となると、当然ながら一定の制約の下で特別支援教育支援員を配置せざるを得ないという状況が県内市町村で見られます。私の地元荒尾市でも、同様の課題を抱えています。

特別支援教育支援員は、日常生活動作の介助や

学習活動上のサポートを目的としているため、教員免許を必要とせず、既に定年を迎え、第2の人生を歩もうとされている高齢者など、これまでのキャリアを生かしている人材や担い手は多いとのこと。しかしながら、市町村の財政事情のため、現場が必要とする特別支援教育支援員の数を確保できない状況であります。

特別支援教育支援員の担い手は十分にいる中で、特別支援教育の充実に今こそ力を入れるべきときに、市町村において、学校現場に対して支援を広げることができないままでは、今後のインクルーシブ教育の円滑実施にも支障が伴うことになるのではないかと危惧されているところです。

そこで、特別支援教育の推進に向けて、特別支援教育支援員の地方財政措置額の拡充を引き続き国へ要望することが必要であることはもちろんですが、そのほか、県として市町村への支援を様々な検討することはできないのか、教育長にお尋ねします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 特別支援教育に係る市町村への支援についてお答えします。

現在、県教育委員会では、特別支援学校による巡回相談支援や特別支援学級等の担当者の専門性向上のための研修を実施するなどして、市町村立の学校現場における特別支援教育の支援に努めているところでございます。

一方、議員御指摘のとおり、特別支援教育支援員の配置につきましては、国の地方財政措置を活用し、市町村教育委員会が各学校の実情に応じて配置しており、市町村によっては財政の負担が大きくなっているとお話もお聞きしております。

県教育委員会といたしましては、これまでも国に対し、支援員に係る地方財政措置額の拡充を、市町村分も含め、繰り返し求めてまいりました。

令和7年度の国の当初予算案では、令和6年度に比べ、小学校と中学校合わせて全国で3,500人分の増加が行われる見込みでございます。

このように、国の措置額は年々拡充されておりますが、より一層の拡充が図られるよう、引き続き国に対して要望してまいります。

また、今後、支援員に係る各市町村の配置や運用の状況、課題等について、実態を把握し、県としてどのような支援ができるのか、検討してまいります。

〔前田敬介君登壇〕

○前田敬介君 教育長の答弁にありましたように、まずは実態把握にしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

特別支援教育支援員の充実が図られれば、インクルーシブ教育の推進にもつながるはずですが、今後は、通常学級で学びたい子が、本人の希望や保護者の意向などを踏まえ、その願いがかなえられるような時代になっていくのではないのでしょうか。

一方で、支援学級で学びを深めたい子もいるのは事実です。まずは、市町村における特別支援教育の課題などを丁寧に聞き取りながら、実態を把握していただくことに努めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、有明海沿岸道路の建設促進について質問いたします。

有明海沿岸道路は、熊本県熊本市から佐賀県鹿島市に至る高規格道路で、現在39.2キロメートルが開通しています。将来的には、主要な都市や重要な空港、港である九州佐賀国際空港及び三池港を連絡するなど、高速自動車国道を含め、これと一体となって九州の広域道路ネットワーク計画の一翼を担う高規格道路として機能していくこととなります。

荒尾市では、人がつながり、幸せをつくる快適未来都市の実現を目指す荒尾ウェルビーイングスマートシティ実行計画を掲げて取り組んでおられます。

この計画は、さらなる人口減少や少子高齢化、医療・介護給付費の増加など、荒尾市の社会問題に対して、荒尾競馬場跡地に道の駅や保健福祉施設を兼ね備えた南新地ウェルネス拠点が整備されています。

これらの施設と連携しながら、心身ともに健康で幸せな状態を表すウェルビーイングをコンセプトに、スマートシティーサービスを実装することで計画の実現を目指されています。

この荒尾ウェルビーイングスマートシティ実行計画では、有明海沿岸道路の荒尾北インターチェンジの整備を念頭に、計画の実現に向けて取り組まれており、地域の本道路に対する期待は非常に高いものであります。

昨年度は、荒尾北インターチェンジから南側2.2キロメートルの荒尾道路が事業化され、長洲から玉名市区間の第1回計画段階評価が開催されました。

見た目でも、地元荒尾市の競馬場跡地において、大島高架橋の橋脚が20基近く建っており、三池港インター付近の用地買収も始まり、地元の期待はさらに高まっております。

昨年11月18日、東京のホテルグランドアーク半蔵門にて、有明海沿岸道路建設促進大会が開催されました。木村知事をはじめ、地元の西野太亮代議士をはじめとする熊本県選出の国会議員の皆様、国土交通省出身の参議院議員の佐藤信秋先生、本県の社会資本整備の推進に御尽力いただき、昨年末、不慮の事故により御逝去された足立敏之先生、有明海インフラ整備促進議員連盟顧問の前川收議員、会長の内野幸喜議員や委員の県議、有

明海沿岸道路建設促進期成会会長の太西熊本市長、副会長の浅田荒尾市長をはじめ、沿線自治体の委員、首長の皆さん、議長の皆さん、経済団体の皆さんが勢ぞろいで、盛会に大会が開催されました。国土交通省からも、道路局長をはじめ、九州地方整備局の局長や道路部長も参加していただきました。

道路局長からは、有明海沿岸道路を一日も早くつないでいくことが必要であり、そのためにもしっかりと必要な予算を確保し、早期完成に向けて努力してまいりたいと、大変期待の持てる御発言があったところです。

予算面では、昨年12月に成立した国土強靱化予算等により、三池港インターチェンジ連絡路においては、国の当初予算約19億円に約6億円が増額補正されました。荒尾道路においては、調査、設計が進められており、本事業においても、当初予算7,000万円に3億円が増額補正されるなど、事業の加速化が期待されます。

議員連盟の一員である私としても、今後も、周辺自治体と一致団結して、有明海沿岸道路の建設促進に向けて、引き続き取り組んでまいります。

そこで、有明海沿岸道路の現状の進捗状況と早期整備に向けてどのように取り組まれていくのか、土木部長にお尋ねします。

〔土木部長宮島哲哉君登壇〕

○土木部長(宮島哲哉君) 有明海沿岸道路は、佐賀、福岡、熊本をつなぐ九州の循環型高速交通ネットワークの形成に不可欠な路線であり、荒尾・玉名地域をはじめとする有明海沿岸地域はもとより、県全体の発展に寄与する大変重要な道路であると認識しています。

まず、1点目の現在の進捗状況についてお答えします。

県境をまたぐ三池港インターチェンジ連絡路に

については、荒尾市大島地区の高架橋工事が着実に進捗し、下部工29基のうち19基が完成しました。また、仮称荒尾北インターチェンジからの退出路となる橋梁の上部工工事にも着手されたところで

す。さらに、補正予算により大島地区の改良工事に着手されるなど、事業の加速化が図られています。

そして、連絡路が接続する荒尾競馬場跡地周辺では、令和8年6月の開業に向けて、荒尾市ウェルネス拠点施設の整備も着々と進められております。

また、連絡路の南側に接続する荒尾道路については、現在、測量や地質調査等が進められており、補正予算を活用し、高架橋の設計にも着手される予定と聞いております。

さらに、長洲一玉名間については、昨年度、国において、事業化に向けた手続の一つである計画段階評価に着手されました。その後、道路交通や地域の課題などについて、地域住民や企業等への意見聴取が行われ、現在は、これらを踏まえた第2回計画段階評価に向けた準備が進められています。

このように、有明海沿岸道路の整備推進に向けた取組は、大きく進展しております。

次に、2点目の早期整備に向けた取組についてお答えします。

有明海沿岸道路については、議員御紹介のとおり、昨年度から、東京都内で建設促進大会を開催し、チーム熊本として一丸となって、事業中区間の早期整備や未事業化区間の早期事業化などを直接国に対して訴えることで、強力な要望活動につながっているものと考えています。

今後も、これらの取組をより一層加速化させるため、引き続き、県議会、県選出国会議員のお力

添えをいただきながら、沿線自治体や地元期成会の皆様とともに、あらゆる機会を捉えて国への要望活動を行い、有明海沿岸道路全線の早期整備につなげてまいります。

〔前田敬介君登壇〕

○前田敬介君 土木部長から、大変心強い御答弁をいただきました。

令和3年7月の九州地方新広域道路交通計画で、熊本市から長崎県諫早市を有明海沿岸道路に位置づけられており、佐賀空港から三池港、熊本港の利便性の向上等が目的とされております。

何年かで荒尾市の区間は工事が終了すると思いますが、私も、熊本港まで、全身全霊、議員として頑張っておりますので、これからも、部長、よろしく願いいたします。

これで本日用意した一般質問は、全て終了させていただきました。荒尾の岩中県議から始まり、本日は、私、荒尾の前田で終わりました。県北のことばかりが多かったと思いますけれども、県北の発展と、そして熊本県の発展のために、これからも全力で頑張っていきます。どうぞよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終了させていただきます。御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(山口裕君) 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明8日及び9日は、県の休日のため、休会でありますので、次の会議は、来る10日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第6号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時散会